

大阪府 大阪市公報

発行所
大 阪 市 役 所
大阪市北区中之島 1-3-20
電話 06-6208-7444

目 次

規 則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 3

告 示

- 落札者等の公示 3
- 特定計量器の定期検査 4
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請に関する公告 5
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請に関する公告 6
- 認定特定非営利活動法人の認定に関する公示 7
- 一般競争入札の執行（消防自動車（小型タンク車）の製造） 8
- 一般競争入札の執行（消防自動車（救助工作車 3 型）の製造） 11
- 一般競争入札の執行（消防自動車（40m 級はしご車）の製造） 14
- 一般競争入札の執行（消防自動車（化学車 4 型）の製造） 17
- 開発行為に関する工事の完了 20
- 開発行為に関する工事の完了 20
- 建築基準法に基づく一の敷地とみなすこと等による制限の緩和
の認定 21
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定取消し 22
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定取消し 22
- 土壤汚染対策法に基づく特定有害物質によって汚染されている
区域の全部指定解除 23
- 放置自動車の処理 23
- 道路法違反物件の除却 24
- 弁天町駅東自転車駐車場の利用料金の額の変更の承認 24
- 落札者等の公示 25
- 一般競争入札の中止（高速車両廃車運搬解体処理業務委託） 28
- 落札者等の公示 28
- 平成 25 年度定期監査等結果報告の公表（経済戦略局所管（中
央卸売市場を含む。）の建築、電気、機械及び情報システムに
係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況） 28
- 平成 25 年度定期監査等結果報告の公表（保健所（管理課、保
健医療対策課及び感染症対策課）所管事務） 46
- 平成 25 年度定期監査等結果報告の公表（建設局下水道河川部
所管事務（下水道事業を除く。）） 55
- 平成 25 年度定期監査等結果報告の公表（建設局所管の土木、

建築並びに電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況).....	65
○平成 25 年度随時監査等結果報告の公表（歳入歳出外現金等関係事務）.....	92
○平成 25 年度出資団体監査結果報告の公表（一般財団法人 大阪国際経済振興センター）.....	102
○平成 25 年度出資団体監査結果報告の公表（アジア太平洋トレードセンター株式会社）.....	114
○平成 25 年度出資団体監査結果報告の公表（公益財団法人 大阪国際交流センター）.....	124
○平成 25 年度出資団体監査結果報告の公表（地方独立行政法人 大阪市立工業研究所）.....	137
○平成 25 年度出資団体監査結果報告の公表（株式会社 大阪メトロサービス）.....	150
公 告	
○一般競争入札の執行（中古アップライトピアノの売払い）.....	165
○一般競争入札の執行（古油（舞洲工場）の売払い）.....	167
○一般競争入札の執行（大宮ほか 1 自転車保管所古自転車等の売払い等）.....	169
○消防公務之証の亡失無効.....	172
○一般競争入札の執行（各種鉄くずの売払い等）.....	173
○職員団体の登録事項の変更（大阪市立障害児学校教職員組合）.....	177
○職員団体の登録事項の変更（大阪市教職員組合）.....	178
○職員団体の登録事項の変更（大阪市学校園教職員組合）.....	180
○職員団体の登録事項（大阪市教職員組合において専従休職を与えられている者の氏名）.....	182
達	
○大阪市財産運用委員会規程の一部改正.....	182
○区長会議設置規程の一部改正.....	183

公布された規則のあらまし

◇管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

- 1 職制改正等に伴い、管理職員等の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、公布の日（平成26年 5 月 2 日）から施行することにしました。
（平成26年大阪市人事委員会規則第10号 行政委員会事務局任用調査部調査課）

規 則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市人事委員会

委員長 西 村 捷 三

大阪市人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年大阪市人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局内部部局人事室の項中「給与担当」の次に「、管理担当（給与事務担当に限る。）」を加える。

別表市長部局内部部局市民局の項を次のように改める。

〔市民局〕

区政支援室長、担当係長（庶務担当及び調整担当）

別表市長部局内部部局財政局の項中「総括担当」を「総括担当及び服務担当」に改める。

別表市長部局内部部局福祉局の項中「医務監」を「生活困窮者自立支援室長、医務監」に改める。

別表市長部局内部部局建設局の項中「緑化総括技監、」を削る。

別表市長部局の項中更生相談所の項を削る。

別表市長部局環境科学研究所の項中「、附設栄養専門学校長」を削る。

別表市長部局の項中長吉東部土地区画整理事務所の項及び下水処理場の項を削り、天王寺動植物公園事務所の項を次のように改める。

天王寺動物公園事務所	所長、担当課長、主幹、担当課長代理、副主幹
------------	-----------------------

別表教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）の項中音楽団の項を削る。

別表教育委員会事務局（学校を除く教育機関を含む。）中央図書館の項中「、副館長」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

大阪市告示第685号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約日） ④契約相手方 ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額）

⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎経済戦略局総務部総務課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 A T C ビル O' s 棟南館4階） ①朝鮮通信使資料（大阪歴史博物館）買入 ②随意

③26. 3. 25 ④公益財団法人大阪市博物館協会 大阪市中央区大手前4丁目1番32号 ⑤30,000,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(b)

（経済戦略局総務部総務課）



大阪市告示第686号

計量法（平成4年法律第51号）第19条及び第21条の規定により特定計量器（取引や証明等に使用するばかり）の定期検査を実施する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 特定計量器定期検査実施区域及び検査場所

平成26年

西 成 区

検 査 月 日	曜日	検 査 場 所	所 在 地
6 月 2 日	月	長 橋 小 学 校	長 橋 2 丁 目 3 番 2 1 号
6 月 3 日	火	弘 治 小 学 校	花 園 北 2 丁 目 1 6 番 2 6 号
6 月 4 日	水	鶴 見 橋 中 学 校	長 橋 3 丁 目 9 番 2 3 号
6 月 5 日	木	今 宮 小 学 校	天 下 茶 屋 1 丁 目 1 6 番 5 号
6 月 9 日	月	津 守 小 学 校	津 守 3 丁 目 1 番 6 6 号
6 月 1 0 日	火	千 本 小 学 校	千 本 中 2 丁 目 8 番 8 号
6 月 1 1 日	水	玉 出 小 学 校	玉 出 中 2 丁 目 1 3 番 4 8 号
6 月 1 2 日	木	玉 出 中 学 校	玉 出 西 1 丁 目 1 5 番 3 7 号

2 所在場所における検査

特定計量器を土地又は建物その他の工作物に取り付けて使用する場合、その他特別な事由がある場合については別に検査するので、定期検査の前日までに大阪市港区田中3丁目1番126号「特定非営利活動法人大阪市計量協会」

(電話06 - 6577 - 5884) まで問い合わせされたい。

3 実施する機関

大阪市指定定期検査機関 特定非営利活動法人大阪市計量協会

(経済戦略局計量検査所)

大阪市告示第687号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、役員名簿、設立趣旨書、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から2か月間、大阪市民政局市民活動支援担当において、公衆の縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 2 月 13 日
申請書を受理した日	平成26年 4 月 8 日
名称	特定非営利活動法人ライフサポート
代表者の氏名	川本 秀行
主たる事務所の所在地	大阪市北区神山町 2 番 1 号若杉梅田ビル201号室
定款に記載された目的	この法人は、地域で暮らす人々に対して、相続に関する知識の普及活動を通じ、円満円滑な相続の実現に寄与し、また日常生活に関する契約等の疑問に答えることで円満な生活を送ることの手助けをすることを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 3 月 11 日
申請書を受理した日	平成26年 4 月 14 日
名称	特定非営利活動法人北欧ヒュゲリジャパン
代表者の氏名	宮島 文、瀬川 直矢
主たる事務所の所在地	大阪市北区梅田 1 丁目 1 番 3 号 大阪駅前第 3 ビル2307
定款に記載された目的	この法人は、広く一般市民に対して、日本と世界各国との交流の推進に関する事業、世界各国の文化等についての情報の提供に関する事業、世界各国の文化等への理解の促進を目的とした勉強会・講習会等の企画・開催に関する事業を行い、日本と世界各国との親善と相互理解の促進を図り、もって広く公益に寄与することを目的とする。

申請のあった年月日	平成26年 3 月 11 日
申請書を受理した日	平成26年 4 月 14 日
名称	特定非営利活動法人愛と暮らしを守る会
代表者の氏名	矢城 宣広
主たる事務所の所在地	大阪市淀川区西三国 1 丁目 3 番22号
定款に記載された目的	この法人は、引きこもりや不登校、家庭内暴力・虐待、いじめや自傷行為、自殺などの様々な問題を抱えている児童に対して、子どもの交流会や食事会、虐待の早期発見、家庭内での安全かつ愛に満ちた暮らしへの支援、畑仕事による仲間作りと楽しい経験、働くことの体験、遅れがちな勉強の個別指導、心のケアに関する事業を行い、将来を担う子どもたちが明るい社会を作っていくことにより公共の利益に寄与することを目的とする。
申請のあった年月日	平成26年 3 月 25 日
申請書を受理した日	平成26年 4 月 14 日
名称	N P O 法人多国籍連盟
代表者の氏名	田中 茂宏
主たる事務所の所在地	大阪府中央区上本町西 1 丁目 2 番14号第 3 松屋ビル333
定款に記載された目的	この法人は、全人類の平和を願い、文化や社会習慣の理解を深め情報を共有し、人権、環境、医療、教育、福祉などの推進を図り、国際ネットワークの構築、また地域、国を超えた幅広い世代の意識啓発活動を行うとともに、国際機関、行政機関、各団体等と連携を促進し、国内にとらわれず、全人類の平和維持発展に寄与すること及び、社会問題における早期発見、解決を支援し、安全な社会を実現することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第688号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第25条第 4 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

なお、申請書に添付された定款、事業計画書及び活動予算書については、申請書を受理した日から 2 か月間、大阪市市民局市民活動支援担当において、公

衆の縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

申請に係る特定非営利活動法人に係る事項	
申請のあった年月日	平成26年 3 月12日
申請書を受理した日	平成26年 4 月14日
名 称	特定非営利活動法人コスモス基金
代表者の氏名	竹田 良恵
主たる事務所の所在地	大阪市天王寺区寺田町 2 丁目 6 番 2 号 東大阪ビル 4 階
定款に記載された目的	この法人は、難病で闘病生活を送られている人や臓器移植希望者およびその家族に対し、多面的な支援活動を行い、社会復帰に寄与することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第689号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第44条第 1 項の規定により、認定特定非営利活動法人（認定N P O 法人）として認定したので、同法第49条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

名 称	特定非営利活動法人地球環境と大気汚染を考える全国市民会議
代表者の氏名	山村 恒年
主たる事務所の所在地	大阪府中央区内本町二丁目 1 番19号内本町松屋ビル10-470号室
認定の有効期間	自平成26年 3 月20日 至平成31年 3 月19日
定款に記載された目的	本法人は、地域および地球規模の環境問題についての研究・交流・提言を行うとともに、海外N G O との連帯などの活動を行うことを目的とする。
名 称	特定非営利活動法人 J . P O S H
代表者の氏名	田中 完児
主たる事務所の所在地	大阪市鶴見区今津南 2 丁目 6 番 3 号

認定の有効期間	自平成26年 3 月20日 至平成31年 3 月19日
定款に記載された目的	この法人は、すべての女性、乳がん患者、乳がん患者の家族に対して、乳がんに関する啓発活動、医療支援 患者ならびに患者家族への心のサポートを中心に、広く人道的・社会的・文化的・国際活動を行い、社会福祉に寄与することを目的とする。
名 称	特定非営利活動法人大阪自然史センター
代表者の氏名	谷田 一三
主たる事務所の所在地	大阪市平野区加美北八丁目 1 番18号
その他の事務所の所在地	大阪市東住吉区长居公園 1 番23号
認定の有効期間	自平成26年 3 月31日 至平成31年 3 月30日
定款に記載された目的	本法人は、広く自然史科学の発展と普及にとり組み、大阪市立自然史博物館（以下、「博物館」と略す）の事業の進展に寄与することを通して、市民の自然に対する理解を深めることを目的とする。また、自然保護・自然環境保全に関する事業を行うことにより、環境の保全に寄与することを目的とする。

(市民局市民活動支援担当)

大阪市告示第690号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 -1300号 オーク200 1 番街
 大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
 電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

消防自動車（小型タンク車） 12台

（電子入札対象案件）

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成27年 2 月 27 日（金）

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1 に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5 月 20 日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35:自動車販売」で登録していること
- (5) 消防法（昭和23年法律第186号）第21条の16の 2 及び同法第21条の16の 3 に基づく、動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令（昭和61年自治省令第24号）に適合する動力消防ポンプ自動車の製造実績又は当該製造物品製造業者が製作した消防自動車の販売実績又は当該製造物品該当ジャンシの納入実績を有すること
- (6) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後13年にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること
- (7) ジャンシ部分について、仕様書記載の条件を満たすこと
- (8) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1 に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5 月 20 日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5 月 20 日（火）午後 5 時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 6 月 30 日（月）から平成26年 7 月 1 日（火）までの午前 9 時から午後 5 時まで

② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分

③ 場所 システム上とする。

(2) 紙入札による場合

① 入札書受付期間 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時から午前11時30分まで

② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分

③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年 7 月 1 日（火）午後 5 時までに必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年 5 月20日（火）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fire engine (small pumper with tank) 12vehicle
- (2) The closing date and time for the submission of application forms
and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM,
20 May 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
- ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 June 2014 to 5:00PM, 1 July 2014
- ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 2 July 2014
- ③ by post: 5:00PM, 1 July 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第691号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天1丁目2番1-1300号 オーク200 1番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
消防自動車(救助工作車3型) 1台
(電子入札対象案件)
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成27年3月13日(金)
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請(以下「資格審査申請」という。)を担当部局(1に同じ)に

行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5 月20日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35:自動車販売」で登録していること
- (5) 市町村消防設備整備費補助金交付要綱（平成10年消防消第85号）、消防防災設備整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第70号）、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）に定める救助工作車3型の製造又は当該製造物品製造業者が製作した消防自動車の販売実績又は当該製造物品該当シャシの納入実績を有すること
- (6) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後14年にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること
- (7) シャシ部分について、仕様書記載の条件を満たすこと
- (8) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5 月20日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5 月20日（火）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 6 月30日（月）から平成26年 7 月 1 日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）

ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年 7 月 1 日（火）午後 5 時までには必着のこと

6 入札保証金等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

(3) 保証人 不要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年 5 月20日（火）午後 5 時までには受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

(1) この調達 は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。

(3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

(4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be manufactured:

Fire engine (rescue vehicle:type3) 1vehicle

(2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 20 May 2014

(3) The date and time for the submission of tenders:

① on the Osaka City Electronic Tender System:

from 9:00AM, 30 June 2014 to 5:00PM, 1 July 2014

② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 2 July 2014

③ by post: 5:00PM, 1 July 2014

(4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第692号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号 オーク200 1 番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

(1) 製造物品及び数量

消防自動車 (40m級はしご車) 2 台
(電子入札対象案件)

(2) 製造物品の特質等 入札説明書による。

(3) 履行期限 平成27年 3 月13日 (金)

(4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請 (以下「資格審査申請」という。) を担当部局 (1 に同じ) に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5 月20日 (火) までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

(1) 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の 4 の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと

- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35:自動車販売」で登録していること
- (5) 市町村消防設備整備費補助金交付要綱（平成10年消防消第85号）、消防防災設備整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第70号）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）に定めるはしご付消防ポンプ自動車の製造実績又は当該製造物品製造業者が製作したはしご付消防ポンプ自動車の販売実績又は当該製造物品該当シャシの納入実績を有すること
- (6) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後17年にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること
- (7) シャシ部分について、仕様書記載の条件を満たすこと
- (8) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること

4 入札説明書等の交付場所等

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5 月20日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5 月20日（火）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。

5 入札執行の日時等

- (1) 電子入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 6 月30日（月）から平成26年 7 月 1 日（火）までの午前9時から午後5時まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
 - ① 入札書受付期間 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時から午前11時30分まで
 - ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
 - ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年 7 月 1 日（火）午後5時までに必着のこと

6 入札保証金等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。

- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年5月20日（火）午後5時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第1項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fire engine (40m class aerial ladder) 2vehicle
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation:5:00PM, 20 May 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 June 2014 to 5:00PM, 1 July 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 2 July 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 1 July 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:

Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-
0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)

大阪市告示第693号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 担当部局

〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 - 1300号 オーク200 1 番街
大阪市契約管財局契約部契約課物品契約グループ
電話 06-4395-7161

2 入札に付する事項

- (1) 製造物品及び数量
消防自動車（化学車 4 型） 1 台
（電子入札対象案件）
- (2) 製造物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 履行期限 平成27年 3 月13日（金）
- (4) 納入場所 入札説明書による。

3 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてを満たし、本市の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されていない者は、本市入札参加資格審査申請（以下「資格審査申請」という。）を担当部局（1に同じ）に行えば当該審査を行う。ただし、平成26年 5 月20日（火）までに資格審査申請を行わない場合は、入札に参加することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者であること
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (4) 平成25・26年度本市入札参加有資格者名簿に物品種目「35:自動車販売」で登録していること
- (5) 市町村消防設備整備費補助金交付要綱（平成10年消防消第85号）、消防防災設備整備費補助金交付要綱（平成14年消防消第70号）緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年消防消第49号）に定める化学消防ポンプ自動車の製造実績又は当該製造物品製造業者が製作した化学消防ポン

- プ自動車の販売実績又は当該製造物品該当シャシの納入実績を有すること
- (6) 当該物品を納入後、修理、点検、保守その他アフターサービス及び部品供給等について、納入後16年にわたり、適切かつ迅速な整備体制を有すること
- (7) シャシ部分について、仕様書記載の条件を満たすこと
- (8) 当該物品の検査を行うため、検査設備及び要員等を確保でき、本市検査職員の実施する検査の立会に応じられること
- 4 入札説明書等の交付場所等
- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所及び当該入札に関する問い合わせ先 大阪市電子入札システム（以下「システム」という。）上及び担当部局（1に同じ）
- (2) 入札説明書等の交付方法 公告の日から平成26年 5 月20日（火）まで無償により交付する。
- (3) 入札参加申請書等の受付期間 公告の日から平成26年 5 月20日（火）午後5時まで
- (4) 入札参加申請書等の受付場所 入札説明書による。
- 5 入札執行の日時等
- (1) 電子入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成26年 6 月30日（月）から 7 月 1 日（火）までの午前9時から午後5時まで
- ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
- ③ 場所 システム上とする。
- (2) 紙入札による場合
- ① 入札書受付期間 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時から午前11時30分まで
- ② 開札予定日時 平成26年 7 月 2 日（水）午前11時30分
- ③ 場所 大阪市契約管財局入札室（1に同じ）
- ただし、大阪市契約規則（昭和39年大阪市規則第18号。以下「契約規則」という。）第25条第2項に規定する郵便等による入札の場合は平成26年 7 月 1 日（火）午後5時までに必着のこと
- 6 入札保証金等
- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
- ただし、契約規則第37条第1項の規定に該当する場合は免除する。
- (3) 保証人 不要
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 7 入札者に要求される事項

入札に参加を希望する者は、本公告に示した入札参加申請書等を平成26年 5 月20日（火）午後 5 時までに受付場所に、指定した方法にて必着のこと。
なお、当該書類に関し、本市より説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

提出された証明書等の審査の結果によっては、入札に参加することができない。

8 入札の無効

契約規則第28条第 1 項の規定に該当する入札は無効とする。

なお、開札後、落札決定までに、入札参加申請者が大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、入札参加資格を有しない者のした入札とみなし無効とする。

9 その他

- (1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。
- (2) 落札決定後、契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (3) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (4) 詳細は入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be manufactured:
Fire engine (Chemical pumper type4) 1vehicle
- (2) The closing date and time for the submission of application forms and attached documents for the qualification confirmation: 5:00PM, 20 May 2014
- (3) The date and time for the submission of tenders:
 - ① on the Osaka City Electronic Tender System:
from 9:00AM, 30 June 2014 to 5:00PM, 1 July 2014
 - ② in person: from 11:00AM to 11:30AM, 2 July 2014
 - ③ by post: 5:00PM, 1 July 2014
- (4) A contact point where tender documents are available:
Contracts Division, Contracts and Property Management Bureau,
The City of Osaka 2-1-1300, Benten 1-chome, Minato-ku, Osaka 552-0007, TEL06-4395-7161

(契約管財局契約部契約課)



大阪市告示第694号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 3 月14日 大阪市指令都計（開）第24-15号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市此花区桜島 2 丁目425番の一部、 427番の一部、428番の一部
429番の一部、430番の一部（第2工区）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市此花区桜島 2 丁目 1 番33号
株式会社ユー・エス・ジェイ
代表取締役 グレン ガンペル

4 新たに設置された公共施設

公共施設の 種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
消防水利	—	—	開発者	開発者	自然水利 （人工池 1200 t 採水口付）

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第695号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了し、同法第36条第2項の規定による検査の結果適合していたので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

1 許可番号

平成26年 4 月 7 日 大阪市指令都計（開）第24-65号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

大阪市阿倍野区三明町 1 丁目87番 1、87番 6

3 許可を受けた者の住所及び氏名

東京都新宿区西新宿 1 丁目26番 2 号
野村不動産株式会社

代表取締役 中井 加明三

4 新たに設置された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	200mm	8.50m	大阪市	－	1号組立マンホール インバート付 1カ所 新設工
下水道	150mm	1.20m	大阪市	－	集水ますⅡ型 インバート付 1カ所 新設工

5 廃止された公共施設

公共施設 の種類	概要		管理者	用地の 帰属	摘 要
	幅員（管径）	延長			
下水道	－	－	大阪市	－	集水ますⅡ型 1ヶ所 撤去工

なお、関係図書は大阪市都市計画局開発調整部開発誘導課において閲覧することができる。

（都市計画局開発調整部開発誘導課）

大阪市告示第696号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の2第1項の規定により、一の敷地とみなすこと等による制限の緩和について認定したので、同条第6項の規定により次のとおり公告する。

なお、その関係図書は、大阪市都市計画局建築指導部建築企画課において一般の縦覧に供する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

- ・ 認定年月日及び認定番号

平成26年 4 月 21 日 第538号

- ・ 認定区域の名称

大阪市営長吉住宅

- ・ 認定区域の位置

大阪市平野区長吉長原二丁目14－1、14－2

（都市計画局建築指導部建築企画課）

大阪市告示第697号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項の規定により、次の指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の24の規定により告示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②児童デイサービスライト・スノー 大阪市鶴見区横堤四丁目25番4号 ユーデンビル601 ③平成26年4月30日 ④児童発達支援、放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220052

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②児童デイサービス華 大阪市鶴見区横堤四丁目25番4号 ユーデンビル102 ③平成26年4月30日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220060

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②放課後等デイみのり 大阪市鶴見区横堤三丁目10番37号 ロイヤルハイツ横堤駅405 ③平成26年4月30日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220110

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②第2ライト・スノー 大阪市鶴見区横堤四丁目25番4号 ユーデンビル403 ③平成26年4月30日 ④児童発達支援 ⑤障がい児 ⑥2759220094

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②児童デイサービスわらし 大阪市鶴見区今津北二丁目7番36号 ③平成26年4月30日 ④放課後等デイサービス ⑤障がい児 ⑥2759220045

（福祉局障がい者施策部運営指導課）

大阪市告示第698号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消したので、同法第51条の規定により告示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

①主たる事務所の名称及び所在地 ②事業所の名称及び所在地 ③指定取消年月日 ④サービスの種類 ⑤主たる対象者 ⑥事業所番号

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目4番12号 ②ショートステイライト・スノー 大阪市鶴見区横堤四丁目25番4号 ユーデンビル601

③平成26年4月30日 ④短期入所 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥2719200590

①株式会社ライト・スノー 大阪市鶴見区今津北五丁目 4 番12号 ②ショート
ステイわらし 大阪市鶴見区今津北二丁目 7 番36号 ③平成26年 4 月30日 ④
短期入所 ⑤身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・障がい児 ⑥
2719200574

(福祉局障がい者施策部運営指導課)

大阪市告示第699号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 2 項の規定に基づき、平成
25年大阪市告示第1339号で指定した特定有害物質によって汚染されており、当
該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以
下「形質変更時要届出区域」という。）の全部の指定を解除する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

- 1 指定を全部解除する形質変更時要届出区域
大阪市旭区高殿六丁目30番、33番 8 の各一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第 1 項の基準
に適合しなかった特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
- 3 土壤汚染対策法施行規則第31条第 2 項の基準に適合しなかった特定有害物
質の名称
鉛及びその化合物

(環境局環境管理部環境管理課)

大阪市告示第700号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公
告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 5
月16日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した
者が除却する。

NO	種 類	場 所
1	普通自動車 (ホンダ 銀色)	旭区赤川 3 丁目12番先
2	普通自動車 (ダイハツ 銀色)	旭区生江 3 丁目20番先
3	普通自動車 (トヨタ 白色)	東淀川区西淡路 6 丁目 2 番先

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第701号

道路法（昭和27年法律第180号）第71条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

次の道路上にある物件（現場において除却勧告書をはっている物件）は、道路法第43条の規定に違反するので、平成26年 5 月16日までに除却されたい。

その日までに除却されない場合は、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する。

路 線 名	除 却 実 施 場 所	物 件
鍛 冶 屋 町 線	中央区島之内 1 丁目 20 番先	全地形対応車 (四輪バギー)
築 港 深 江 線	西区阿波座 2 丁目 1 番先	台 車 等
大 阪 臨 海 線	西区立売堀 4 丁目 5 番先	布 団 等

(建設局管理部路政課)

大阪市告示第702号

弁天町駅東自転車駐車場について、大阪市立有料自転車駐車場条例（平成21年大阪市条例第125号）第 4 条第 3 項後段の規定に基づき、次のとおり平成26年 5 月 7 日からの利用料金の額の変更を承認したので、同条第 5 項の規定により公告する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市長 橋 下 徹

収受方法	区画	一時利用料金（自転車）
人的対応	一般区画①	1 日 1 回150円
コインポスト	一般区画②	1 日 1 回150円
	特定区画	1 日 1 回100円
精算機対応	一般区画③	駐車後 1 時間まで無料、1 時間を超え24時間まで150円、以後24時間ごとに150円。

収受方法	区画	一時利用料金（原動機付自転車）
人的対応	一般区画①	1 日 1 回200円
コインポスト	特定区画	1 日 1 回150円
精算機対応	一般区画②	駐車後 1 時間まで無料、1 時間を超え24時間まで200円、以後24時間ごとに200円。

備考

- 1 上記の表において、「人的対応」とは、自転車駐車場の職員により利用料金の収受を行うことをいう。
- 2 上記の表において、「コインポスト」とは、コインポストにより利用料金の収受を行うことをいう。
- 3 上記の表において、「精算機対応」とは、機械により利用料金の収受を行うことをいう。
- 4 上記の表において、「特定区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち、自転車等の駐車の適正化を図るため利用を促進する必要があるものとして、指定管理者が特に指定する区画をいう。
- 5 上記の表において、「一般区画」とは、有料自転車駐車場の施設のうち 4 に規定する特定区画以外の自転車駐車場の区画をいう。

(建設局管理部自転車対策課)

大阪市交通局告示第22号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市交通局長 藤本 昌信

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随

意契約の場合は契約日) ④落札者(随意契約の場合は契約相手方) ⑤落札金額(随意契約の場合は契約金額) ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎交通局経営管理本部調達部調達課(大阪市西区九条南1丁目12番62号)

①路線車住吉営業所車検整備業務委託(概算契約) 82両 ②一般 ③26. 3. 5 ④ケーター自動車工業(株) 大阪府枚方市出口1丁目2番83号 ⑤18,777,722円 ⑥25. 12. 20

①路線車守口営業所車検整備業務委託(概算契約) 98両 ②一般 ③26. 3. 5 ④ケーター自動車工業(株) 大阪府枚方市出口1丁目2番83号 ⑤15,518,433円 ⑥25. 12. 20

①路線車中津営業所車検整備業務委託(概算契約) 85両 ②一般 ③26. 3. 5 ④(株)阪急阪神エムテック 大阪府茨木市上郡2丁目14番4号 ⑤14,963,400円 ⑥25. 12. 20

①路線車鶴町営業所車検整備業務委託(概算契約) 86両 ②一般 ③26. 3. 5 ④ケーター自動車工業(株) 大阪府枚方市出口1丁目2番83号 ⑤19,556,575円 ⑥25. 12. 20

①路線車住之江営業所車検整備業務委託(概算契約) 72両 ②一般 ③26. 3. 5 ④ケーター自動車工業(株) 大阪府枚方市出口1丁目2番83号 ⑤14,597,884円 ⑥25. 12. 20

①路線車西島営業所車検整備業務委託(概算契約) 58両 ②一般 ③26. 3. 5 ④(株)阪急阪神エムテック 大阪府茨木市上郡2丁目14番4号 ⑤9,709,200円 ⑥25. 12. 20

①路線車井高野営業所車検整備業務委託(概算契約) 49両 ②一般 ③26. 3. 5 ④ケーター自動車工業(株) 大阪府枚方市出口1丁目2番83号 ⑤7,786,216円 ⑥25. 12. 20

①軽油 第1四半期 買入(単価契約) 2360KL ②一般 ③26. 3. 10 ④中川物産(株) 愛知県名古屋市港区潮見町37番地の23 ⑤116,642円 ⑥25. 12. 27

①ラジアルタイヤ(中型車用245/70R19. 5)外2点(上期)概算買入 820本 ②一般 ③26. 3. 10 ④大栄ゴム工業(株) 大阪市中央区瓦屋町1丁目7番21号 ⑤21,118,320円 ⑥25. 12. 27

①大阪市敬老優待乗車証制度変更に伴う東芝製自動改札装置機能改造 一式 ②随意 ③26. 3. 10 ④(株)東芝 大阪市北区角田町8番1号 ⑤47,040,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①大阪市敬老優待乗車証制度変更に伴う東芝製係員処理端末機能改造 一式 ②随意 ③26. 3. 10 ④(株)東芝 大阪市北区角田町8番1号 ⑤60,165,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①系統再編に伴うバスロケーションシステムの機能修正等 一式 ②随意 ③26. 3. 10 ④住友電工システムソリューション(株) 大阪市西区土佐堀2丁目2番4号 ⑤29,925,000円 ⑦政府調達に関する協定第15条第1項(d)

①平成26年度大阪市交通局庁舎で使用する電気 5,920,000kWh ②一般 ③

26. 3. 12 ④(株)エネット 東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号 ⑤107, 534, 522 円 ⑥25. 12. 27

①産業廃棄物収集運搬及びリサイクル処理業務委託（その 1）（概算契約）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④(株)ダイシン 兵庫県川西市久代 1 丁目 10 番 55 号 ⑤20, 682, 000 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 1）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中 2 丁目 1 番 2 号 ⑤8, 175, 600 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 2）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④K I M O T O S E I S O U(株) 大阪市東住吉区住道矢田 2 丁目 14 番 25 号 ⑤1, 026, 000 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 3）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④K I M O T O S E I S O U(株) 大阪市東住吉区住道矢田 2 丁目 14 番 25 号 ⑤3, 564, 000 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 4）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④K I M O T O S E I S O U(株) 大阪市東住吉区住道矢田 2 丁目 14 番 25 号 ⑤1, 998, 000 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 5）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中 2 丁目 1 番 2 号 ⑤9, 285, 840 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市交通局一般廃棄物収集運搬業務委託（その 6）一式 ②一般 ③26. 3. 12 ④(株)ムトウ 大阪市此花区春日出中 2 丁目 1 番 2 号 ⑤2, 861, 784 円 ⑥26. 1. 10

①大阪市敬老優待乗車証制度変更に伴う日本信号製自動改札装置機能改造一式 ②随意 ③26. 3. 12 ④日本信号(株) 大阪市北区小松原町 2 番 4 号 ⑤47, 250, 000 円 ⑦ 政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

①大阪市敬老優待乗車証制度変更に伴うオムロンソーシアルソリューションズ製自動改札装置機能改造一式 ②随意 ③26. 3. 19 ④オムロンソーシアルソリューションズ(株) 大阪市福島区福島 3 丁目 14 番 24 号 ⑤47, 250, 000 円 ⑦ 政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

①地震計システム構築業務委託一式 ②随意 ③26. 3. 24 ④(株)システムアンドデータリサーチ 東京都国立市富士見台 3 丁目 25 番 3 号 ⑤40, 530, 000 円 ⑦ 政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

①敬老優待乗車証の一部有料化に伴う収入金システム改造業務委託一式 ②随意 ③26. 3. 25 ④富士通(株) 大阪市中央区城見 2 丁目 2 番 6 号 ⑤50, 265, 180 円 ⑦ 政府調達に関する協定第 15 条第 1 項(d)

①大阪市交通局平成 26 年度プリンタ消耗品概算買入 ②一般 ③26. 3. 26 ④(株)富士通マーケティング・オフィスサービス 大阪市北区梅田 3 丁目 3 番 10 号 ⑤48, 095, 467 円 ⑥26. 1. 31

（交通局経営管理本部調達部調達課）

大阪市交通局告示第23号

平成26年大阪市交通局告示第13号により公示した一般競争入札（高速車両廃車運搬解体処理業務委託）は、大阪市交通局契約規程（昭和42年交通事業管理規程第4号）第25条の規定に基づき中止する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市交通局長 藤本 昌信
（交通局経営管理本部調達部調達課）

大阪市水道局告示第33号

次のとおり落札者等について公示する。

平成26年 5 月 2 日

大阪市水道局長 玉 井 得 雄

[掲載順序]

◎契約担当（所在地）

①調達件名、数量（予定数量）及び調達方法 ②契約方式 ③落札決定日（随意契約の場合は契約相手方を決定した日） ④落札者（随意契約の場合は契約相手方） ⑤落札金額（随意契約の場合は契約金額） ⑥入札公告日又は公示日 ⑦随意契約の場合はその理由

◎水道局総務部管財課（大阪市住之江区南港北2丁目1番10号）

①浪速枝管（その4）1500mm配水管布設工事 ②一般 ③26. 3. 10 ④大成・五洋特定建設工事共同企業体 大阪府中央区南船場1丁目14番10号 大成建設株式会社関西支店内 ⑤2, 449, 500, 000円 ⑥25. 12. 6

（水道局総務部管財課）

大阪市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成25年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 監 査 委 員 金 沢 一 博
同 有 本 純 子
同 阪 井 千鶴子
大阪市監査委員職務執行者 高 橋 敏 朗

平成25年度定期監査等結果報告の公表

〔 経済戦略局所管（中央卸売市場を含む。）の建築、電気、機械及び
情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況 〕

第 1 監査の概要**1 監査の対象**

経済戦略局（中央卸売市場を含む。）（以下「経済戦略局等」という。）
所管の建築、電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施
設の維持管理状況を監査対象とした。

経済戦略局等の建築及び設備の事業規模は、大阪市の部局の中で比較し
た場合、中程度に該当することから、監査サイクル^{（注）}と前回監査からの
経過年数を踏まえたうえで、今回の監査対象として選択した。

（注）監査サイクル：概ね（事業規模 大：4年、中：5年、小：5～
7年）

前回の定期監査等**① 建築（平成20、22年度）**

- ・平成20年11月14日から同年12月19日（旧経済局）
- ・平成22年 5 月10日から同年 6 月25日（旧ゆとりとみどり振興局）

② 設備（電気、機械及び情報システム）（平成21、22年度）

- ・平成21年 5 月12日から同年 6 月19日（旧ゆとりとみどり振興局）
- ・平成22年10月12日から同年12月 3 日（旧経済局）

2 監査の目的

今回の監査を通じて、経済戦略局等の建築、電気、機械及び情報シス
テムに係る工事等の施行及び施設の維持管理における合规性、効率性、妥
当性等の評価を行うことにより、公正で合理的かつ能率的な本市の行財政運
営に寄与することを目的とする。

3 監査の着眼点及び手続

各局の監査において依然として類似する指摘事項が数多く見受けられる
ことから、内部統制の整備と運用状況の適切性の観点から重点監査項目を
次のとおりとして、監査を実施した。

また、前回指摘事項の改善状況を確認するとともに、その後の事務事業
が社会環境等の変化も踏まえ、適正適切に行われているか監査を行った。

○ 重点監査項目（着眼点）及び主な手続

- (1) 設計・積算は適正に行われているか。また、コスト削減等の検討が適切に行われているか
(手続) マニュアル、チェックリスト及び基準書の整備、運用状況を踏まえた設計図書等の確認
- (2) 契約手続は適正に行われているか
(手続) 契約事務手続書を踏まえた契約書、随意契約理由書及び設計変更理由書等の確認
- (3) 工事は関係法令等を遵守し、適正に施工されているか
(手続) 監督マニュアルやチェックリストの整備、運用状況を踏まえた工事関係書類の確認及び実地調査
- (4) 業務委託について、委託内容や委託金額は適正かつ適切か
(手続) マニュアル、チェックリスト及び基準書の整備、運用状況を踏まえた設計図書、成果品等の確認
- (5) 所管する施設の維持管理は、適正かつ適切に行われているか
(手続) 点検マニュアル、修繕計画を踏まえた維持管理状況の確認
- (6) アセットマネジメント^(注)計画が策定され実施されているか
(注) 施設や設備を効率よく運用すること。
(手続) アセットマネジメント計画を踏まえた改修、建替等の実施状況の確認
- (7) 過去の監査指摘事項が適切に措置されているか
(手続) 措置状況が管理、実施されていることを関係書類、実地調査にて確認

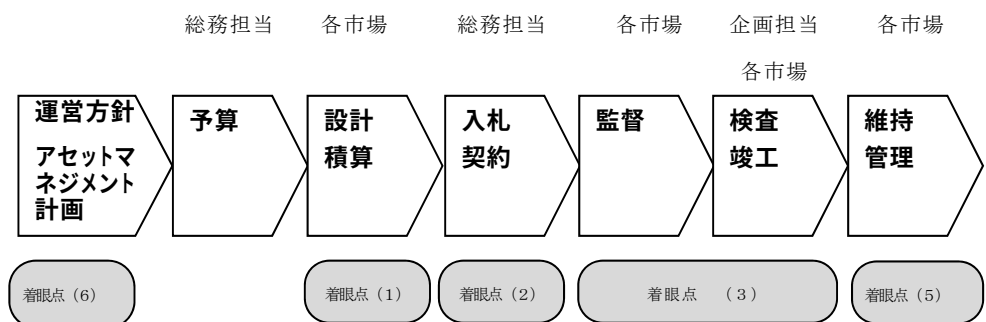
平成20年度（旧経済局）	建築監査（指摘 6 件、意見 2 件）
平成21年度（旧ゆとりとみどり振興局）	設備監査（指摘 7 件、意見 1 件）
平成22年度（旧ゆとりとみどり振興局）	建築監査（指摘 9 件、意見 2 件）
平成22年度（旧経済局）	設備監査（指摘10件、意見 2 件）

図－１ 工事事務の代表的な流れと着眼点の関係

○ 経済戦略局



○ 中央卸売市場



4 監査の実施方法

重点監査項目の監査手続に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況に係る経済戦略局等の各種マニュアルやチェックリスト等の確認を行うとともに、平成24年4月1日から平成25年8月30日までに契約された工事等のうち、表－1、2のとおりリスクの程度に応じて抽出した工事等の関係書類等の確認及び関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施した。

また、工事等の履行状況や施設の維持管理の適正性・適切性について、表－3のとおり実地調査を実施するとともに、過去の監査指摘事項についても措置の適切性を検証した。

表－1 抽出件数・契約金額一覧表

工事	抽出 (件)	全体 (件)	抽出率 (%)	抽出 (千円)	全体 (千円)	抽出率 (%)
建築	27	53	51	82,725	94,516	88
設備	40	102	39	788,524	855,333	92
〃 (うち電気)	14	44	32	635,175	664,141	96
〃 (うち機械)	26	58	45	153,349	191,192	80

工事計	67	155	43	871,249	949,849	92
-----	----	-----	----	---------	---------	----

業務委託等	抽出 (件)	全体 (件)	抽出率 (%)	抽出 (千円)	全体 (千円)	抽出率 (%)
建築	38	82	46	1,232,546	1,264,301	97
設備	44	132	33	1,049,647	2,052,788	51
〃 (うち電気)	21	87	24	937,234	1,862,918	50
〃 (うち機械)	23	45	51	112,413	189,870	59
業務委託計	82	214	38	2,282,193	3,317,089	69
情報システム	36	49	73	573,661	581,315	99

(注) 金額は当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

表－2 抽出工事等の選択理由ごとの件数

(単位：件)

工 事	建築	電気	機械	工事計
契約金額が高額のもの	5	4	7	16
契約率が100%に近いもの	0	3	6	9
契約率が低いもの	4	1	0	5
契約変更の額が大きい、率が高いもの	2	0	1	3
工種別等で任意に抽出したもの	16	6	12	34
工 事 計	27	14	26	67

業務委託・情報システム	建築	電気	機械	情報 システム	委託 計
契約金額が高額のもの	9	13	7	24	53
契約率が100%に近いもの	0	1	0	0	1
契約率が低いもの	4	0	2	0	6
契約変更の額が大きい、率が高いもの	6	0	3	0	9
工種別等で任意に抽出したもの	19	7	11	12	49
工 事 計	38	21	23	36	118

表－3 実地調査対象施設一覧

	実地調査の目的	調査対象	調査場所
1	- 工事契約書に基づく施工状況の現場確認 - 施設の維持管理状況の現場確認	代表的な 博物館施設	・自然史博物館 ・美術館 ・科学館 ・中央公会堂 ・芸術創造館
		代表的な	・東淀川スポーツセンター

		スポーツ施設	・ 東淀川プール ・ 東淀川体育館 ・ 鶴見スポーツセンター ・ 靱テニスセンター
		その他の施設	・ 浪速東工場アパート ・ 浪速購買施設
2	・ 上記に加え、施設の利用状況の 現場確認 ・ 過去の指摘事項の措置状況確認	中央卸売市場	・ 本場 ・ 東部市場 ・ 南港市場

5 監査の期間

平成25年10月15日から同年11月29日まで

第2 事務事業の概要

1 事業の概要

(1) 経済戦略局

経済戦略局は、都市魅力の創造・発信をはじめ、企業立地環境や人材育成・研究機能の向上を図ることにより、大阪の国際競争力を高め、世界中から人・モノ・投資等と呼び込むとともに、そこから生まれるビジネスチャンス等を活かしながら企業の成長・発展を支援し、大阪経済の持続的な成長につなげていくための各種施策を実施している。

所管する博物館施設及び文化施設は、大阪市立美術館をはじめ8施設あり、それぞれ専門分野の高い内容を有している。

表－4 博物館施設一覧

(平成25年 4 月 1 日現在)

施 設 名	開 設 年 月
大阪城天守閣	昭和 6 年（市民の寄付金により創建）
大阪市立美術館	昭和11年 5 月（平成 4 年 地下展覧会室新設）
大阪市立自然史博物館	昭和49年 4 月 （平成13年 4 月 花と緑と自然の情報センター併設）
大阪市立東洋陶磁美術館	昭和57年11月
大阪市立科学館	平成元年
大阪歴史博物館	平成13年11月

表－5 文化施設一覧

(平成25年 4 月 1 日現在)

施 設 名	開 設 年 月
大阪市中央公会堂	大正 7 年（平成14年11月リニューアル）
大阪市立芸術創造館	平成12年 1 月

また、スポーツ施設においては、スポーツセンターや屋内プールなどの身近で手軽に利用できる日常生活圏レベルのスポーツ施設から、長居陸上競技場・大阪プールなどの全国レベルあるいは国際レベルのスポーツ大会が開催できる施設に至るまで、各種スポーツ施設を管理運営している。

表－6 スポーツ施設一覧

(平成25年 4 月 1 日現在)

施設種別	施設数	場 所
スポーツセンター	24	北、都島、福島、此花、中央、西、港、大正、天王寺、浪速、西淀川、淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、鶴見、阿倍野、住之江、住吉、東住吉、平野、西成
屋内温水プール ・屋外プール	22	扇町※、都島屋内、下福島※、中央屋内、西屋内、大阪、大正屋内、真田山※、浪速屋内、淀川屋内、東淀川屋内、東成屋内、生野屋内、旭屋内、旭・旭児童、城東屋内、鶴見緑地、阿倍野屋内、住吉屋内、長居※、平野屋内、西成屋内 (※：屋外プール併設) (此花、西淀川、住之江の屋内温水プールは環境局が所管)
トレーニング場	20	扇町、都島、下福島、中央、西、中央体育館、大正、真田山、浪速、淀川、東淀川、東成、生野、旭、城東、阿倍野、住吉、長居、平野、西成
アイススケート場	3	大阪プール、真田山プール、浪速
体育館	3	中央、千島、東淀川
陸上競技場	2	長居、長居第2
球技場	2	鶴見緑地、長居
野球場	1	南港中央
運動場	2	鶴見緑地、鶴見緑地第2
庭球場	5	靱テニスセンター、靱、鶴見緑地、南港中央、長居
相撲場	1	長居
修道館	1	修道館（大阪城）
弓道場	1	大阪城

(2) 中央卸売市場

中央卸売市場は、生鮮食料品等について産地からの計画集荷に努め、公正な値決めを行い、市民等消費者に安定的に供給するという生鮮食料品流通の中心を担う施設である。本場、東部市場は、青果、水産物及び加工食料品等を扱う総合市場として、南港市場は、食肉類及びその加工品を扱う市場として、市内のみならず近畿圏、さらには西日本における大規模集散市場としての機能を果たしている。

表－7 中央卸売市場施設概要 (平成25年 5 月現在)

	本場	東部市場	南港市場
敷地面積 (㎡)	178,010	105,615	100,000
建物延面積 (㎡)	318,723	167,945	31,140
卸売場面積 (㎡)	53,586	17,739	1,594
仲卸売場面積 (㎡)	49,885	33,406	2,948
食肉処理場 (㎡)	—	—	1,259
開 場	昭和 6 年	昭和39年	昭和33年 (食肉卸売市場)
再整備完了	平成14年	平成24年	昭和59年 (南港地区移転)

2 事務の概要

経済戦略局等の組織図を図－2に、職員数の内訳を表－8にそれぞれ示す。

同局等は平成25年度より、旧ゆとりとみどり振興局の観光室、文化部及びスポーツ部と旧経済局及び旧政策企画室の国際交流担当が統合されたことにより、図－2及び表－8に示すと通りの組織及び職員体制となっている。

図－２ 組織図

(平成 25 年 4 月 1 日現在)

経済戦略局			
総務部 " (交流推進担当)	総務課	スポーツ部	スポーツ課
	" (資産活用担当)		" (スポーツ施設担当)
	" (業務監理担当)		" (競技スポーツ担当)
	" (大学支援担当)		" (大阪マラソン担当)
	施設整備課	企業立地部	企業立地課
	" (設備担当)		" (うめきた地区担当)
	国際課		" (舞洲・咲洲地区担当)
	" (経済交流担当)		" (特区担当)
	" (都市間交流担当)		事業創出課
	" (国際交流担当)		
企画部 " (都市魅力推進担当) " (都市魅力戦略担当)	企画課	産業振興部 " (企業支援担当)	地域産業課
	" (地域経済戦略担当)		" (工業担当)
	" (都市魅力戦略担当)		" (商業担当)
観光部 " (公園集客担当) " (まち魅力担当)	観光課		" (商業立地担当)
	" (観光施策担当)		" (農業担当)
	" (統合型リゾート担当)		企業支援課
	" (大阪城魅力担当)		金融課
	" (天王寺魅力担当)		計量検査所
	" (まち魅力担当)		
	" (水辺魅力担当)		
文化部	文化課		
	" (文化施策担当)		
	" (博物館施設担当)		
	" (経営形態担当)		
	" (新美術館整備担当)		
中央卸売市場 " (企画運営担当) " (経営改善担当)	中央卸売市場 (総務担当)		
	" (企画担当)		
	本場		
	東部市場		
	南港市場		
	" (市場活性化担当)		

表－ 8 職員数

【経済戦略局】

(単位：名)

	事務及び技術職員						技能 職員	その他 職員
	うち技術職員							
	土木	建築	電気	機械	園芸			
総務部	81	0	5	5	1	0	4	15
企画部	20	0	0	0	0	0	0	0
観光部	31	3	2	0	0	2	0	1
文化部	25	0	1	0	0	0	0	8
スポーツ部	29	0	0	0	0	0	5	0
企業立地部	21	0	0	0	0	0	0	0
産業振興部	72	0	0	0	0	0	0	0
合 計	279	3	8	5	1	2	9	24

(注) 1 平成25年10月 1 日現在

2 その他職員は主に、学芸員、看護師である。

【中央卸売市場】

(単位：名)

	事務及び技術職員				技能 職員	その他職員	
	うち技術職員			獣医師		技術 作業員	
	建築	電気	機械				
総務担当	14	0	0	0	0	0	0
企画担当	10	0	0	0	0	0	0
本場	24	2	4	3	10	0	0
東部市場	18	3	3	2	8	0	0
南港市場	20	1	4	3	15	3	61
合 計	86	6	11	8	33	3	61

(注) 1 平成25年10月 1 日現在

2 その他職員のうち技術作業員は、と畜作業を行う職員を示す。

次に、直近 3 年間の技術職員数の推移を表－ 9 に示す。

土木職、建築職、機械職及び園芸職については職員数に大きな変動がなく推移しているが、電気職の一部については、平成25年度より旧ゆとりとみどり振興局から建設局の道路公園設備担当へ職員集約されたことを受け、平成24年度に比べて減少している。

表－ 9 職員数の推移

【経済戦略局】

(単位：名)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
技術職員（全職種）	24	28	19
土 木	2	3	3
建 築	8	9	8
電 気	11	12	5
機 械	1	1	1
園 芸	2	3	2

(注) 平成23・24年度は、旧経済局と旧ゆとりとみどり振興局の企画部、文化部及びスポーツ部の合計職員数。

【中央卸売市場】

(単位：名)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
技術職員（全職種）	27	26	25
建 築	8	6	6
電 気	11	12	11
機 械	8	8	8

第 3 監査の結果

今回監査を実施したところ、全体ではおおむね適正に業務が履行されている。

しかし、次のとおり施設の維持管理が不適正であったことなど一部において改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

- 1 中央卸売市場本場及び東部市場における消防設備の不具合等について改善するよう求めたもの

消防法（昭和23年法律第186号）によれば、消防用設備等については、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように維持しなければならないとされている。また、消防法施行令（昭和36年政令第37号）によれば、防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について権原を有する者^{(注) 1}の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならないとされている。

さらに、卸売業者等が使用する施設は、市場施設指定書^{(注) 2}により市長が指定するが、これによれば、施設使用者は市場施設を常に善良なる管理者の注意をもって維持し、使用しなければならないとされている。

しかしながら、中央卸売市場本場等の消防設備では、平成25年10月時点で以下のような不適正な状況が見受けられた。

- (1) 中央卸売市場本場（以下「本場」という。）については、消防設備の点検結果を確認したところ、平成24年度における市場の共用部分は594カ所、施設使用者部分^{(注) 3}は114カ所の不具合があり、平成25年度では、前者が220カ所、後者が101カ所と依然不具合が多い状況であった。
- (2) 中央卸売市場東部市場（以下「東部市場」という。）については、消防設備の点検結果を確認したところ、平成24年度における市場の共用部分は121カ所、施設使用者部分は129カ所の不具合があり、平成25年度では、前者が59カ所となっていたが、後者は129カ所であり、そのまま放置されていた。

また、仲卸売場棟3階の消火栓については、施設使用者の商品管理スペース内に設置されているため、扉の鍵を壊さないと使用できない状況となっていた。

これらのような消防設備の不具合については、平成22年度の定期監査の同様の指摘に対する改善策として、市場関係者に火災予防思想を浸透させるための指導等の実施、消防設備等の前に物を置かない旨の啓発ビラ貼付や巡回確認及び要修理・改善箇所について優先順位に応じた速やかな措置の実施等の措置を行ったとしていた。

このような事態が生じているのは、本場等において、消防用設備等であるにもかかわらず、共用部分の不具合においては早期改善に向けた修繕計画を策定せず、また、施設使用者部分の不具合においては施設使用者に対して改善期限を設けるなどの指導も徹底されていなかったことなどによると認められる。

このような状況では、消防用設備等の不具合に対し抜本的な対策が講じられず、本場等に火災が発生した場合に被害が広がるおそれがある。

防火管理者でもある各場長等は、本場等の共用部分の消防設備の不具合については、優先順位に応じた修繕計画を策定し早急に改善されたい。また、施設使用者部分については、故障設備等は早急に修繕させるとともに、荷物などの存置による支障については、定期的な巡視による荷物整理の指導等により、早急に改善されたい。さらに、消防設備の不具合の解消に向け、改善指導の記録や巡視体制の構築など実効性のある再発防止策を策定されたい。

- (注) 1 管理について権原を有する者とは、消防法上では、防火対象物の正当な管理権を有する者をいう。建物の所有者や賃借人などがこれにあたる。
- (注) 2 市場施設指定書とは、市長より卸売業者等に施設の使用場所を指定する書面のこと。市場内における卸売業者等が使用する市場施設は、市長が指定することになっており、中央卸売市場業務条例（昭和46年条例第40号）により定められる。
- (注) 3 施設使用者部分とは、市場施設指定書により指定し、施設使用者が専属的に使用する場所。

2 アスベスト含有建材の解体作業及び同作業に係る工事成績評定が適正でなかったもの

- (1) 「中央卸売市場東部市場東敷地事務所解体撤去工事」については、設計図書では、ビニールシートなどの樹脂系の床材でアスベストを含有している建材の撤去においては、「外部建具を閉鎖するなど、粉塵が外部に飛散する恐れのある箇所をふさぐ」などアスベストの飛散防止の措置を求めている。

しかしながら、工事写真を確認すると、窓を開けた状態や外壁を撤去した後に床のビニールシートなどを撤去しているものが見受けられた。

このような事態が生じているのは、施工手順など施工中にその都度確認すべき事項について、チェックリストで確認するなどの業務のシステムが整備されておらず、施工状況を十分確認していなかったことなどによると認められる。

アスベスト飛散防止措置が適正に行われていなければ、工事関係者、周辺住民の健康被害につながる可能性がある。

今後は、施工中にその都度確認すべき事項についてのチェックリストを作成し、組織でその確認するなど、チェック体制を改善されたい。

- (2) 請負工事成績評定要領によれば、請負工事の検査時の成績評定は、監督または検査で確認した事項について、評定者である監督職員または検査員ごとの的確かつ公正に行うものとされている。

しかしながら、本工事の工事請負成績調書作成の際の考課項目別運用表において、補助監督職員及び検査職員ともに「有害物の処理が適切にされている」と評価していた。

このような事態が生じているのは、補助監督職員及び検査職員が工事の施工状況を十分に把握しないまま、工事成績採点の考査を行っていたことなどによると認められる。

成績評定が厳正かつ的確な評定に基づくものでなければ、適正に施工されていないものを合格とするおそれがあるとともに、その結果を請負者の適正な選定及び指導育成に資することができないおそれがある。

今後は、施工状況を十分に把握した上で事業請負成績調書の考査を行い、厳正な検査となるようにされたい。

3 浪速東工場アパートにおいて敷地に契約者以外の自動車が増車されていたため対策を講じるよう求めたもの

浪速東工場アパートについては、門扉が平成23年度以前より壊れて動かなくなり開放された状態で放置されていた。

そのため、平成25年11月8日、監査の現地調査において、午前9時の時点で敷地内に14台の自動車が増車されており、うち工場アパートの賃借契約者以外の自動車10台が不正に増車されていた。また、賃借契約者所有4

台のうち2台はパンクしており倉庫代わりに使用されていた。

さらに、平成26年2月18日、監査で再確認したが、13台の自動車が駐車されており、うち倉庫代わりとなっている2台も以前と同じ状況であり、3か月経過しても改善されていなかった。

これまでも、敷地内に契約者以外の自動車の駐車が数回見受けられたとのことであり、このような事態が生じているのは、門扉の修繕及びその他の対策を講じなかったこと、また、賃借契約者に対し適宜、適切な指導を行ってこなかったことなどによると認められる。

早急に、不正駐車を撤去するとともに、敷地内を契約者以外の者に不正に駐車されないよう、門扉を修理されたい。また、今後は、賃借契約者に対しては、適宜、自動車の使用方法を確認するとともに、類似の問題が発生しないよう契約書の条文等の見直しを検討されたい。

4 施設警備業務委託の積算及び警備員の資格の指定について改善を求めたもの

- (1) 契約管財局作成の業務委託契約事務ガイドラインによれば、清掃、警備の積算にあたっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築保全業務共通仕様書・同積算基準の解説」（以下「積算基準」という。）を参考に、直接人件費等の積み上げにより、業務内容に見合った価格を設定することとしている。その積算基準によれば、保全業務費は、直接人件費、直接物品費、業務管理費、一般管理費で構成されており、直接人件費は労務数量に労務単価を乗じて集計したものとしている。また、労務単価は国土交通省が毎年度実態調査に基づき定めている。

しかしながら、次のような積算基準に適合しない事例が見受けられた。

- ア 「大阪市中心卸売市場本場保安警備業務委託長期継続」ほか1件については、労務数量（勤務時間）に最低賃金を乗じて算出した額を最低制限価格を設定する際の掛け率（10分の6）で割り戻して予定価格としており、直接物品費、業務管理費、一般管理費は加算していなかったため、業務を実施するために必要な経費が計上されていない過小な積算となっていた。

このような事態が生じているのは、予算要求に際して前年度の予算を上回る要求が認められないことから、従前から行われていた上記の算定方法を改善できなかったことによると認められる。

適正な予定価格でなければ業務の品質が確保されないおそれがあり、また勤務する警備員に最低賃金が支払われないおそれがあるため、今後は、警備内容を見直すなど経費削減の努力を行うとともに、それでもなお必要な経費は要求し、適正な予定価格による入札を行われたい。

- イ 「大阪市中心卸売市場南港市場保安警備業務委託」については、仕様書において警備責任者は警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者とし、また、警備副責任者は

警備業務について作業の内容判断力及び必要な技能を有する者としており、これらはそれぞれ積算基準の警備員の区分では警備員A及び警備員Bに相当している。

しかしながら、直接人件費を算出する際の労務単価は、警備員AまたはBの指示に従って作業を行う警備員Cの単価を採用しており、また、一般管理費は積算基準では20パーセントから25パーセントの範囲で定めるとされているところを、15パーセントとしており、過小な積算となっていた。

このような事態が生じているのは、前記Aと同様に、従前から行われていた上記の算定方法を改善できなかったことによると認められる。

適正な積算価格でなければ業務の品質が確保されないおそれがあるため、今後は積算基準に則して適正な積算をされたい。

- (2) 前述の「積算基準」によれば、警備員の区分として、警備員Aは「施設警備1級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有し、実務経験6年以上程度の者」とされ、警備員Bは「施設警備2級の検定資格を有する者、若しくは警備業務について、作業の内容判断ができる技術力及び必要な技能を有し、実務経験3年以上6年未満程度の者」とされている。

しかしながら、「大阪市中心卸売市場本場保安警備業務委託」（以下「本場警備委託」という。）および「大阪市中心卸売市場東部市場保安警備業務委託」（以下「東部市場警備委託」という。）については、警備の責任者等に関して「施設警備検定2級以上相当の技能を有するもの、もしくは警備業務について高度な技術力及び判断力並びに作業の指導等の総合的な技能を有する者」とし、検定は警備員Bに相当する2級の資格を求める一方で、技能は警備員Aに相当する高度な技術力等を求めており、どのような資格や技能を有する警備員を配置するのか判断しがたいものとなっていた。

また、警備の副責任者について、「東部市場警備委託」では責任者と同じ資格要件を求めている一方で、より施設規模の大きい「本場警備委託」ではその他の警備員と同様の要件しか求めておらず、副責任者に求める要件に齟齬が生じていた。

警備の内容に応じた資格要件を設定し、適切に条件を明示して契約しなければ、適正な警備が行われないおそれがある。

このような事態が生じているのは、仕様書を作成する際に警備員の資格要件の区分を十分確認せず、また、それぞれの市場で仕様書を作成し、市場の警備業務についてどのような資格要件の警備員を配置すべきか共通の認識をしていなかったことなどによると認められる。

今後は、「積算基準」などを十分確認し、南港市場の警備業務も含め、警備員に求める資格要件を明確にするとともに、各市場の警備員の配置が

市場の規模や警備内容に応じて妥当なものとなるよう精査されたい。

5 大阪市立美術館及び大阪市立自然史博物館の収蔵品の在庫管理について改善を求めたもの

大阪市立美術館及び大阪市立自然史博物館（以下「美術館等」という。）については、美術館等の収蔵品の在庫管理及び品質管理の把握（両業務を合わせて、以下「在庫管理」という。）を、大阪市から指定管理者に派遣された学芸員等が、それぞれ担当する収蔵品について収蔵品台帳に基づき年 1 回の在庫確認を実施しているとの説明であった。

また、経済戦略局の出納員及び分任出納員（両者を合わせて、以下「出納員等」という。）は、担当する所管物品にかかる出納保管事務について、収蔵品台帳を物品現在高調査表として保管しており、収蔵品に変動があれば指定管理者より報告を受ける手順となっている。

しかしながら、収蔵品の在庫管理については、学芸員に一任されており、在庫管理の結果を出納員等が把握しておらず、在庫管理を実施していることを示す証拠を確認することができなかった。また、収蔵品台帳は収蔵庫毎に分類されていないため、在庫管理を適切に把握するには十分な書類とはなっていないかった。

このような事態が生じているのは、学芸員が行った在庫管理結果を組織的に把握する体制ではなかったことによると認められる。

このような状態では、組織的な在庫管理が適切に行われなかったことにより、収蔵品の紛失が万一あったとしても把握することができないおそれがある。

美術館等の収蔵品については、貴重な市民の財産であることから、収蔵品の在庫状況の組織的な把握に向けた情報管理が必要と考えられるため、局においては、指定管理者に対して、在庫管理の作業結果について局との情報共有の手法や、収蔵品台帳について保管場所など記載項目を検討させるなど適切な指導を行い、収蔵品の在庫管理を改善されたい。

6 サービスレベルアグリーメントについて仕様書通りの履行確認ができていなかったのを改善するよう求めたもの

I T 調達検討・準備ガイドラインによれば、サービスレベルアグリーメント（以下「SLA」という。）は、調達した情報システムにおいて「品質レベルが低い」「障害が多い」などの問題が生じないよう、サービスの内容を数値化することにより定量化し、関係者間で最適なサービスレベルを明確化するために定めるものである。

中央卸売市場が平成23年度以降に発注した「中央卸売市場情報システム保守・運用業務委託」ほか 3 件の情報システムの保守等業務委託については、SLAを導入し、特記仕様書に「インシデント管理レスポンス^(注) 遵守率」及び「質問一次回答時間遵守率」（両者を合わせて、以下「遵守率」という。）を指標として受託者と協議の上で目標値を設定し、評価することとしていた。

しかしながら、これらの情報システムの保守業務の成果品を確認したところ、以下のような不適切な事例が見られた。

- (1) 4 件全ての保守業務について、受託者から徴取した業務計画書において、インシデント管理レスポンス時間及び一次回答時間の目標は定めているものの、目標通りに回答できた割合（遵守率）の目標値が設定されていなかったため、目標とするサービスレベルが明確にされていなかった。
- (2) 「中央卸売市場施設管理システム保守委託」の特記仕様書において、通常勤務時間帯における緊急を要する障害対応について、対策の指示から障害対応までの所要時間を原則として 1 時間以内として通常の連絡対応とは別に定めていたにもかかわらず、受託者から徴取した業務計画書では、緊急時の対応について区別して記載しておらず、受託者が標準としている翌営業日の同時刻と判断される記載内容となっていた。
- (3) 「大阪市中心卸売市場業務システム仮想統合基盤構築業務及び保守業務委託（長期継続）」ほか 1 件は、インシデント管理レスポンスの目標時間を「翌営業日の同時刻」としていたにもかかわらず、業務完了後に提出された報告書を確認したところ、ほぼ全ての問合せで受付時間、回答時間とも時刻 00:00 と記録されており、レスポンスに要した時間を把握できない状況であった。

これらの事態が生じているのは、情報システムの調達における S L A の目的について担当職員の理解が十分でないことによると認められる。

今後は、サービスレベルの評価方法や目標の設定方法について職員が理解を深められるよう、必要な事項について研修等により知識の習得を図るとともに、必要に応じて総務局行政部 I T 統括課からの助言を求めることにより、所管する情報システムの保守業務委託契約を適切に履行し、最適なサービスレベルを確保されたい。

- (注) インシデント管理レスポンスとは、サービスの利用者が何らかの理由により業務を遂行できない状態になった場合、早期に解決し業務を続けられるようにすることを支援する運用管理について、応答、対応の速さや解決期限のこと。

(意見)

1 大阪市中心公会堂における浸入水対策について

大阪市中心公会堂（以下「中央公会堂」という。）は免震機能を有していることから、建物の全周囲は地面との間に隙間が生じている。そのため、地下室の雨水の浸入対策として、建物全周囲の隙間に止水板を設置している。ただし、サンクンガーデン^{(注) 1}においては、降雨時に水浸しとならないよう排水する構造となっている。

また、多量の降雨や集中豪雨が予報された場合は、これまで道路からのサンクンガーデンに雨水が流れ込んでいた箇所に土のうを設置し、さらに

サンクンガーデン直下の地下2階にある受水槽ポンプ室（以下「ポンプ室」という。）内の設備等にシートを覆うなどの対策を講じている。

しかしながら、平成23年8月27日の集中豪雨時^{（注）2}において、多量の雨水がポンプ室に浸入し、室内の消火ポンプ設備及び電気操作盤等が水に浸かり使用不能となったため、機器の取替えを行っていた。また、平成24年8月18日の集中豪雨時^{（注）3}には雨水が浸入したため、ポンプ室の扉を開放し、電気機械設備は水に浸からなかったものの、地下2階が浸水した。

今後も、地下2階が浸水し設備が損傷するおそれが考えられることより、中央公会堂の敷地内及び建屋内での雨水浸入対策について関係部局と調整し、効果的な対策を講じられたい。

（注）1 中央公会堂南側にある掘り下げて整備されたテラス。

（注）2 平成23年8月27日の集中豪雨の雨量：1時間当たり77.5ミリメートル

（注）3 平成24年8月18日の集中豪雨の雨量：1時間当たり58.0ミリメートル

（気象庁気象統計情報による）

2 大阪市立美術館の避難誘導について

大阪市立美術館（以下「美術館」という。）においては、展示品の盗難防止を優先して、一部の避難口について内側から施錠しているが、火災等の避難時には、警備員が直ちに避難口を解錠し利用者の避難を最優先で対処することとしており、消防訓練も実施している。

しかしながら、美術館の防災マニュアルを確認したところ、火災時に避難口の解錠をどの警備員がどのような手順で行うのか、消防訓練において避難誘導をどのように行うのかなど、明確に記載されていなかった。

避難口について、所轄消防署の立入検査での欠格事項とはなっていないが、今後は、局においては、指定管理者が火災時における避難口の解錠手順や避難誘導が迅速に行うためマニュアルを整備し、また有効な消防訓練が実施されているかなど、適時、その確認を行われたい。

3 経済戦略局の施設整備課の業務について

経済戦略局については、平成25年度の組織改正により、旧経済局と旧ゆとりとみどり振興局等の一部が集約され、その際に、所管施設の維持管理に関わる技術職については、旧経済局の建築担当1名、電気担当1名及び機械担当1名と、旧ゆとりとみどり振興局の建築担当5名、電気担当4名及び機械担当1名の計13名が施設整備課として集約された。

しかしながら、施設整備課の職員は、アジア太平洋トレードセンターにある旧経済局の事務所（以下「ATC事務所」という。）に3名と、中央卸売市場内にある旧ゆとりとみどり振興局の事務所（以下「市場事務所」という。）に10名と分散して配属されており、所管施設の維持管理は、そ

れぞれが集約する以前と同様の方法で行っていた。

その方法は、市場事務所では、施設管理を担当する事務職と施設整備課の技術職とが日常的に情報共有を行っているが、A T C 事務所では、設備に支障が生じた場合のみ技術職に助言を求めることとしていたため、所管施設の維持管理への関わり方が十分ではなく、浪速購買施設における誘導灯の電気配線の不具合について、監査の实地調査で確認されたが、A T C 事務所の施設整備課職員は把握していなかった。

設備の故障発生等を未然に防ぐためには、専門的な見地で維持管理業務を行うことが望ましいため、今後は、経済戦略局の所管する全施設について、技術的にも適切な維持管理水準となるよう技術職の関与方法を整理されたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成25年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 監 査 委 員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	阪 井 千 鶴 子
大阪市監査委員職務執行者	高 橋 敏 朗

平成25年度定期監査等結果報告の公表

(保健所（管理課、保健医療対策課及び感染症対策課）所管事務)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

保健所（管理課、保健医療対策課及び感染症対策課）所管事務

2 監査の目的と範囲

今回の監査は、保健所（管理課、保健医療対策課及び感染症対策課）（以下「保健所3課」という。）の所管する事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的、効果的に行われているかという観点から、監査を実施した。

3 重要なリスク及び着眼点

監査対象事務に存する固有リスクのうち、重要リスク及び着眼点を表－1 のとおり設定した。

表－1 重要リスク及び着眼点

重要リスク	着眼点
委託事業が適切に実施されないリスク	ア 委託事業が、委託契約書及び仕様書等に基づき適切に実施されているか。
	イ 履行確認が適切に実施されているか。
助成事業に係る手続が煩雑になり、事務処理期間が長期化するなど市民サービスが低下するリスク	ア 助成事業が適正な事務手続で実施されているか。
	イ 事務処理過程の簡素化について努めているか。
事業の効果検証がなされないまま継続されるリスク	事業効果の測定指標を定め、これに基づく効果測定を実施し、また、測定結果を検証したうえで、事業のあり方を検討しているか。
公害健康被害補償制度に基づく補償が適切に実施されず、被認定者等の権利が保障されないリスク	補償給付に係る手続に関する事務マニュアルが整備されているか、また、マニュアルに沿って事務が適切に実施されているか。
薬資材等において、紛失や使用期限切れ等が発生するリスク	薬資材等が、受払簿により適正かつ効率的に管理されているか。
プライバシーが守られないリスク	ア 情報セキュリティ対策基準に沿って、IT統制を整備・運用しているか。
	イ 個人情報関係書類の取扱に関するルールが徹底されているか。
公金事故発生リスク	現金が適正に管理されているか。
感染症発生・蔓延に対する有効な対策がないリスク	ア 感染症発生時の危機管理マニュアルが整備されているか。
	イ 予防接種事業が適切に実施されているか。
	ウ 結核対策事業が適切に実施されているか。

4 監査の実施方法

保健所 3 課が所管する事務が適正・適切に行われているかについて、関係書類を抽出等により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。また、保健所 3 課の所管事務は区保健福祉センターと連携して実施されていることから、此花区及び淀川区保健福祉センターで実施される関係事務についても、関係書類の調査及び関係職員からの説明聴取などの方法により実施した。

5 監査の期間

平成25年11月 5 日から同年同月29日まで

第 2 事務の概要

1 事務の概要

保健所は、地域保健法（昭和22年法律第101号）の趣旨に基づき、地域保健の広域的・専門的・技術的拠点として機能強化を図り、全市を所轄する機関として構築されており、24区に設置されている各区保健福祉センターの地域保健部門との間で役割分担と相互連携を図りながら保健衛生行政を推進している。

今回の監査対象である保健所 3 課の事業内容は以下のとおりである。

[管理課] 保健所の運営管理及び統括、母子保健事業、難病対策事業、栄養改善事業、公害健康被害補償等業務、小児ぜん息等医療費助成業務、各区保健福祉センターへの業務支援等

[保健医療対策課] 病院・診療所等の許可・届出に関する事務、医療機関への立入検査、医療法人に対する認可、届出等の業務、保健衛生システムの運用等

[感染症対策課] 感染症発生時疫学調査、保菌者検索事業、感染症発生動向調査事業、新型インフルエンザなどの新興感染症対策、各種予防接種事業、エイズ対策（正しい知識の普及・啓発、検査体制の充実等）、結核対策（結核定期健康診断、予防接種事業、DOTS（服薬支援）事業）

[保健衛生検査所] 保健衛生事業における衛生上の試験検査業務

[放射線技術検査所] 保健衛生事業における放射線検査業務

主な事業の平成24年度の実施状況については、以下のとおりである。

(1) 母子保健事業

(ア) 小児慢性特定疾患医療給付

入院（人）	通院（人）	計（人）	主な疾患名
580	1,712	2,292	内分泌疾患、心性疾患、悪性新生物等

(イ) 先天性代謝異常等検査

先天性代謝異常検査	25,812件
先天性甲状腺機能低下症	23,743件

(ウ) 未熟児養育医療給付 給付人数603人

(2) 難病対策事業

(ア) 府特定疾患医療費援助事業 給付人数 市15,630人 府58,418人

(イ) 患者面接、訪問指導

医療受給者証発行数15,630人	面接6,076人	訪問1,101人
------------------	----------	----------

(3) 栄養改善事業

(ア) 給食施設の指導等

福祉施設、病院等	863施設
----------	-------

(イ) 外食栄養管理推進事業

指定店舗数130店	累計指定店舗数3,786店
-----------	---------------

(4) 公害健康被害の補償等制度

(ア) 小児ぜん息等医療費助成 助成者数1,453人

(イ) 公害健康被害補償 現在認定者数6,675人

療養給付	療養手当	障害補償費	遺族補償費	遺族補償一時金	葬祭料
118,391	47,849件	59,281件	3,733件	43件	80件

(5) 医務部門事業

(ア) 立入検査数1,117件

(6) 感染症対策事業

(ア) 予防接種事業

D P T	ポリオ (集団接種)	D P T ー I P V	D T	不活性 ポリオ	MR	日本 脳炎	インフル エンザ	ヒブワ クチン	小児肺 炎球菌	子宮頸 がん予防
79,170 件	12,850 件	13,839 件	11,904 件	73,186 件	73,496 件	88,036 件	291,153 件	89,245 件	92,842 件	22,884 件

(イ) H I V 検査

直営検査	3,873件	北・中央・淀川区保健福祉センター実施
委託検査	5,518件	府との共同事業
計	9,391件	

(ウ) 結核事業

健康診断	予防接種	接触者健診	あいりんDOTS	ふれあいDOTS
15,975人	21,142人	6,242人	65人	419人

2 職員数

担当別職種別の職員数は表－2、職員数の推移は表－3のとおりである。

表－2 担当別職種別職員数

(単位：名)

	事務職員	医療職員					技能職員	計
		医師	薬剤師	栄養士	保健師	その他		
管理課	30	16	4	10	8	34	11	113
保健医療対策課	23	2	5	1	2	2	0	35
感染症対策課	18	7	1	0	15	4	7	52
計	71	25	10	11	25	40	18	200

(注) 1 平成25年 5 月 1 日現在。

2 人数は、再任用職員、臨時職員、嘱託職員、非常勤職員を含む。

3 管理課は、保健衛生検査所及び放射線技術検査所を含む。

4 医療職員のその他は、獣医師 4 名、看護師 1 名、放射線技師 24 名、臨床検査技師 7 名、非常勤職員 4 名である。

表－3 職員数の推移

(単位：名)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
管理課	133	122	113
保健医療対策課	38	36	35
感染症対策課	49	49	52
計	220	207	200

(注) 1 それぞれ 5 月 1 日現在の職員数を示す。

2 平成23・24年度には、管理課に保健所分室分を含む。

3 人数には、再任用職員、臨時職員、嘱託職員、非常勤職員を含む。

3 決算状況等の分析

保健所 3 課の決算状況は表－4のとおりである。

平成24年度歳出決算額は170億円で、平成22年度と比較すると16億円の増となっているが、これは無料予防接種事業の拡大に伴うものである。平成24年度支出額の主なものは、公害健康被害補償制度による補償費等の公

害保健費97億円、インフルエンザ個別予防接種料等の予防接種費54億円である。

表－4 決算状況

(単位：千円)

		平成22年度	平成23年度	平成24年度
健康費	健康総務費	42,948	36,019	29,674
	感染症予防費	827,004	711,529	692,988
	予防接種費	2,812,367	4,806,864	5,453,920
	健康増進費	12,957	10,715	5,946
	保健医療費	920,799	975,442	913,017
	公害保健費	10,642,175	10,305,557	9,764,142
健康事業費	保健衛生施設整備費	158,313	255,396	161,098
合計		15,416,563	17,101,522	17,020,785

(注) 職員費を除く。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 委託事業の履行確認方法について改善を求めたもの

(1) DOTS事業

監査対象局では、結核罹患率の減少を目的に、結核の再発防止に有効とされる服薬を直接確認するDOTS事業を委託により実施している。

しかしながら、受託事業者の服薬支援者（アウトリーチワーカー）が各区保健福祉センターにおいて患者訪問実績を記録するDOTS記録票と、受託事業者が毎月保健所に提出する事業活動報告書に記載された患者訪問実績を照合したところ、一致しないものが見受けられた。

これらは、患者訪問実績について、受託事業者による服薬支援者の活動状況の確認が不十分であったことに加え、担当保健師のみで管理された区保健福祉センター及び保健所で照合チェックする体制となっていなかったことが原因と考えられる。

DOTS事業は、結核対策の有効性の指標としてもそのデータの信頼性が求められるものであり、また多くの関係者が関わり、誤りが発生しやすい仕組みとなっていることから、現状の管理体制を改め、受託事業者自らの内部統制の整備及び適切な運用がなされるよう指導するとともに、保健所と区保健福祉センターが連携する管理体制を構築されたい。

(2) 先天性代謝異常等検査業務

監査対象局においては、新生児の先天性代謝異常症等の疾患を早期に

発見し、後の治療とあいまって重篤な障害を予防することで新生児の健全な発育に寄与することを目的に、本市内で出生した新生児を対象に血液検査を委託により実施している。

また、検査機関での検査水準精度の維持管理を目的に、別途、第三者機関に精度管理業務を委託しており、四半期ごとに第三者機関から検査機関に送付される精度管理結果（写し）の提出を受けることにより、本市は、検査精度が維持されていることを確認できるとして、検査業務の仕様書に提出を義務づけている。

しかしながら、平成25年度の精度管理結果（写し）の提出状況を確認したところ、一度も提出されておらず、検査機関における検査精度が維持されている旨の確認がなされていなかった。

監査対象局においては、精度管理結果について、仕様書どおりに四半期ごとに検査機関から提出をさせることはもとより、検査精度の異常が発覚した場合には速やかに本市に報告される仕組みを構築するなどの改善を図られたい。

2 助成事業に係る事務処理手続の改善を求めたもの

監査対象局においては、未熟児や小児慢性特定疾患等の患者を対象とした医療費助成事業を所管している。

しかしながら、上記の事業に係る手続が滞りなく行われているかについて確認したところ、申請書類の不備連絡や照会等に時間を要するなどの理由により、患者等の申請から医療券の交付までの期間が、監査対象局が標準的に想定している期間より長期に及んでいるものが数多く見受けられるとともに、これら事務処理の進捗状況が把握されていなかった。

助成事業の本来目的である患者等の負担軽減となっていないことから、事務処理の迅速化を図ることはもとより、患者等からの申請にかかる処理状況を把握できる仕組みを構築するなど事務処理手続を改められたい。

3 外食栄養管理推進事業のあり方について検証するよう求めたもの

市民の健康づくりを進めるためには、外食をも含めた総合的な食生活管理が必要であることから、監査対象局は、ヘルシーメニューや健康・栄養情報の提供を図る飲食店等に対し、栄養成分表示店の指定を行うなどの外食栄養管理推進事業を実施している。

しかしながら、平成24年度末で累計3,786店とされる指定店舗の実状について確認したところ、年間指定目標250店舗に対し平成24年度は130店舗にとどまり、また、これまでに廃業等で廃止確認した店舗数が1,406店舗に上り、指定店舗数との差である2,380店舗についても、指定当時のメニューの提供ができていることが確認できていない店舗もあるとのことであった。

これらの原因としては、当事業が平成8年度から実施されているにもかかわらず、指定店舗の実状や事業効果の検証が不十分なまま継続されてき

たこと、指定されることの外食店舗側のメリットが明確でないこと、保健所及び区保健福祉センターの栄養士を活用したフォローアップに係る実施体制が確立されていないことが考えられる。

市民の健康づくりを進めていくという目的に照らし、外食栄養管理推進事業のあり方について抜本的に見直し、継続実施していくこととするのであれば、効果測定指標等を明確にした事業展開とされたい。

4 公害健康被害補償法に基づく事業について

- (1) 公害健康被害補償法に基づく機能訓練として実施する水泳教室事業等について、対象者への周知方法について改善を求めたもの

本市では、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号、以下「公害健康被害補償法」という。）に基づき独立行政法人環境再生保全機構の助成金により、市内在住の小児ぜん息児を対象に、医師・看護師による健康管理のもと、水泳教室及び健康回復キャンプ事業を実施している。

しかしながら、両事業ともに、年々参加者が減少してきており、また、平成24年度及び25年度ともに定員に対する参加率も低調となっている。

これらは、対象者である小児ぜん息児に対する効果的な事業周知ができていないこと、及び対象者のニーズに即した事業実施がなされていないことが原因と考えられることから、事業に係るアンケート結果等を活用し、対象者への周知方法の一層の充実を図るとともに、その実施方法等についても検証する仕組みを確立されたい。

- (2) 公害健康被害の被認定者遺族への遺族補償に係る事務について改善を求めたもの

公害健康被害補償法における遺族補償制度は、被認定者が指定疾病に起因して死亡した場合、一定範囲の遺族等に対し遺族補償が給付される一方、過払金がある場合には遺族等に対し返還を求めることとなる。

当該制度に関しては、淀川区保健福祉センターにおいて、過払金の回収がなされておらず、担当者が遺族に制度説明を行っていなかったことにより遺族補償の請求期限が徒過していた事案が判明したことを受け、保健所は、過払金の回収状況及び遺族補償制度の説明状況について、全区保健福祉センターに対し調査を行った。その調査結果を閲覧したところ、制度の説明経過が不明なもの及びその後の遺族対応ができていないもの、また、これらの記録がなされていないケース等が散見された。

このような状態では、補償に係る遺族の権利が保障されないこと、過払金については受給権のない者の受給を認めてしまうことにつながり、他の遺族との公平性や健康被害者の救済を趣旨とする制度目的を逸脱するおそれがある。

公害健康被害補償に関する一連の手続について、保健所は、事務手続解説書（マニュアル）等を作成しているものの、実務を執り行う区保健

福祉センターの職員においては、制度内容に係る認識が十分とは言えない状況も見受けられたことから、区保健福祉センターの職員の十分な制度理解を可能にし、時系列に事務処理を進めることができる様式や記載要領を備えたマニュアルとなるよう改善されたい。

5 薬資材・ワクチンの管理方法について改善を求めたもの

検診等に使用する薬資材及びワクチンは、紛失や使用期限徒過を防止するために、監査対象局においても標準的な受払簿を作成することとしている。

しかしながら、管理状況を確認したところ、医療法上義務づけられたものではないとして、受払簿を作成せずに管理しているもの、使用期限直前のもの等が見受けられた。

監査対象局で管理する薬資材及びワクチンは劇物・毒物の類ではないものの、多くの職員が日常的に扱い、紛失・盗難等のリスクがあることから、使用実態を踏まえた適正かつ効率的な管理方法に改められたい。

6 システムのアクセス権限の適正管理に係る I T 統制の整備・運用を求めたもの

システムへのアクセス制御としては、総務局作成の大阪市情報セキュリティ対策基準に則り、I D 及びパスワードは職員間で共有することなく個人ごとに設定し、システム運用管理者が適正に管理しておく必要がある。

しかしながら、複数 I D が設定できないシステム、端末機管理者 I D を共有しているシステム、付与 I D に関して異動等による年度途中の更新が把握されていないシステムが見受けられた。

これらシステムに対する不正アクセスリスクを制御するための I T 統制を整備し、適正に運用できる体制とされたい。

(意見)

1 保健所と区保健福祉センターの連携について

今回の監査対象業務には、保健所と区保健福祉センターが連携し実施していく必要があるものが多くあり、この連携が円滑に行われているかについて、保健所及び区保健福祉センターにおいて確認したところ、前記のとおり、一部の事務において連携できていないものが見受けられた。

この背景としては、区保健福祉センターでは、保健所だけでなく多くの部局と連携して実施する業務や区独自事業なども多く抱えている事務の煩雑さ等も考えられる。

保健所は、区保健福祉センターの実状をよく理解したうえでより具体的な実施方針やマニュアルを策定し区保健福祉センターにおける事務が着実に実行されるようきめ細かく支援し、区保健福祉センターは、各種制度に関する理解を深め、保健サービスが円滑かつ効率的に実施できるよう常に事務改善

を行うなど、地域保健行政に係る保健所と区保健福祉センターの緊密な連携を図られたい。

2 HIV検査体制について

本市のエイズ対策は、平成24年3月に策定された「第2次大阪市エイズ対策基本指針」により、エイズに関する正しい知識や感染予防策の普及・啓発活動をすすめるとともに、検査相談体制を充実させるなど国・大阪府やN G O等の関係団体と連携し、総合的に取り組まれている。

本市においては、新規のH I V感染者・エイズ患者報告数はほぼ横ばいの状況にあるものの、H I V検査受検者数は減少傾向にあり、H I V検査・相談事業に係る広報の拡充等に合わせ、検査場所や時間帯等、個別施策層の受検しやすい検査・相談機会の拡充を図ることが重要である。

北区、中央区及び淀川区保健福祉センターで実施されている直営検査では、日程・時間帯等を多様化するなど、ニーズに応じたより受検しやすい体制とすること、また、委託により実施されている検査では、土日に実施され、かつ検査日に結果が判明することから検査ニーズが高くなっており、定員を超える検査希望者が数えられる日も多く、さらなる増員を検討することも必要と考えられる。

指針に掲げる事業の進捗状況を分析・評価したうえで、検査事業等の施策にフィードバックした取組を進められたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成25年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 監 査 委 員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	阪 井 千 鶴 子
大阪市監査委員職務執行者	高 橋 敏 朗

平成25年度定期監査等結果報告の公表

(建設局下水道河川部所管事務（下水道事業を除く。）)

第1 監査の概要

1 監査の対象

建設局下水道河川部所管事務（下水道事業を除く。）

2 監査の目的と範囲

今回の監査は、下水道事業を除く建設局下水道河川部が所管する事務（以下「河川事業に係る事務」という。）が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的、効果的に行われているかという観点から、監査を実施した。

3 重要リスク及び着眼点

監査対象事務に存する固有リスクのうち、重要リスク及び着眼点を表－1のとおり設定した。

表－1 重要リスク及び着眼点

重要リスク	着眼点
河川施設維持管理、耐震対策事業が計画的かつ適時、適切に実施されない	ア 河川施設維持管理、耐震化事業について、施工順位が合理的に決定されているか
	イ 河川施設の種類の適した明確な維持管理計画を策定のうえ実施されているか
	ウ イの計画策定に必要な河川施設情報が蓄積、活用されているか
	エ 水辺整備事業について、維持管理を考慮した仕様となっているか
水辺整備事業の効果検証が実施されない	整備前、又は整備後に効果を検証しているか、その方法は合理的か
河川占用許可事務が適正に実施されない	河川占用許可事務が漏れなく、関係法令に則り実施されているか
補修用物品の在庫管理が適切に実施されない	合理的な理由がなく長期間滞留しているものはないか
過去の監査指摘が改善されない	過去の監査における指摘及び意見が改善されているか

4 監査の実施方法

河川事業に係る事務が適正・適切に行われているかについて、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類を抽出等により調査するなどの方法により実施した。また、河川施設維持管理事務は、河川・渡船管理事務所、各方面管理事務所及び各工営所において実施されていることから、抽出により河川・渡船管理事務所、南部方面管理事務所及び住之江工営所で実施される関係事務についても、関係職員からの説明聴取及び関係書類の調査などの方法により実施した。

5 監査の期間

平成25年11月11日から同年同月27日まで

第2 事務の概要

1 事務の概要

河川事業に係る事務については、平成25年4月1日現在、大阪市内33河川145.95k mのうち、14河川24.25k mの河川及び8水門の管理、治水対策、水防対策、河川の環境整備及び河川の利用推進・環境保全等の事務が、現場事務所である河川・渡船管理事務所、各方面管理事務所及び各工営所とともに実施されている。

なお、大阪市内の河川現況は表－2、管理する8水門一覧は表－3、大阪市管理河川の担当現場事務所は、図－1のとおりである。

表－2 大阪市内の河川現況

(平成25年4月1日現在)

河川種別		河川数	延長（m）		管 理 者	備 考
一級河川	指定区間外	2	28	502	国土交通大臣 (近畿地方整備局長)	淀川、大和川
	指定区間内	17	93	202	国土交通大臣 (大阪府知事)	大川、堂島川、寝屋川、木津川、平野川など
		6	17	377	国土交通大臣 (大阪市長)	道頓堀川、東横堀川、住吉川、鳴戸川、今川、駒川
準用河川		4	5	17	大阪市長	加美巽川、細江川、十三間川、空港放水路
普通河川		4	1	853	大阪市 (建設局)	大野川、長瀬川、三軒家川、細江川
計		33	145	951		

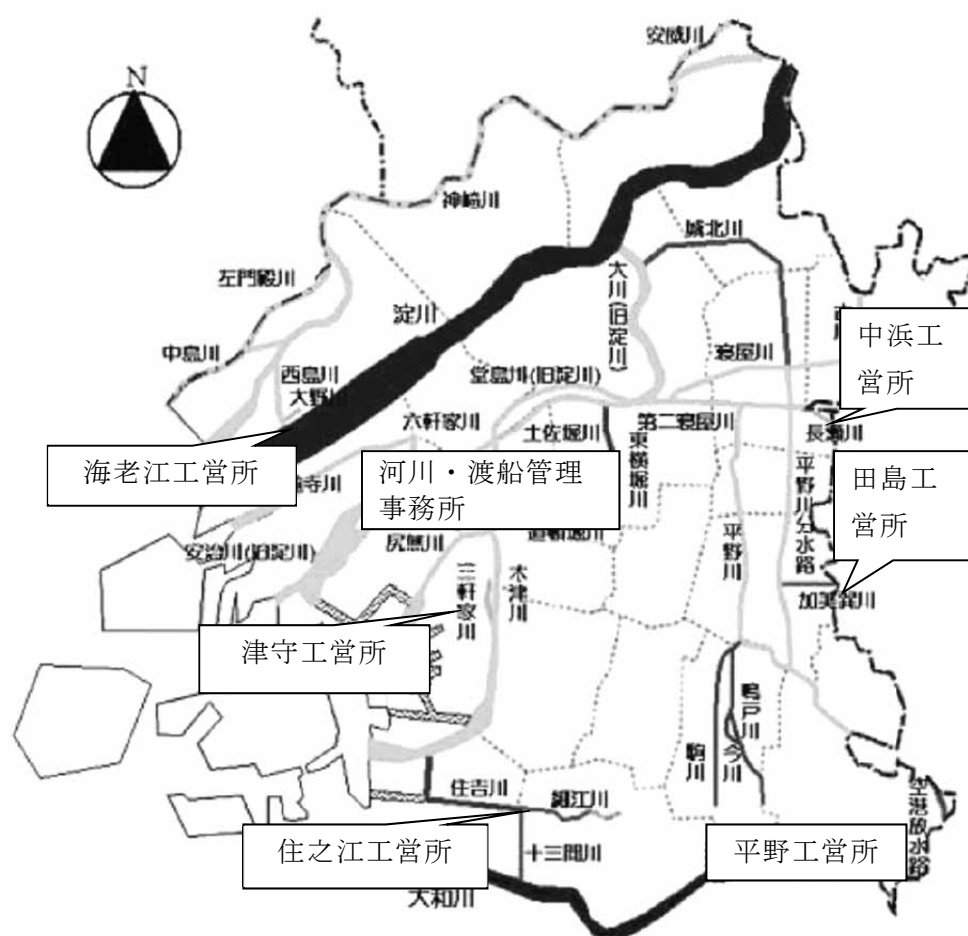
(注) 大阪市管理河川は網かけ部分。

表－3 8水門一覧

(平成25年4月1日現在)

名 称	概 要		
	位 置	数	備 考
道頓堀川水門	道頓堀川日吉橋下流地点	2	高潮防御・水位調整・水質浄化・開門
城北川大川口水門	城北川大川口	2	水質浄化・洪水防御
城北川寝屋川口水門	城北川寝屋川口	2	水質浄化・洪水防御
東横堀川水門	東横堀川高麗橋～平野橋	1	高潮防御・水位調整・水質浄化・開門
十三間川樋門	十三間川上流端	1	水質浄化・洪水防御
住吉川水門	住吉川住之江大橋下流地点	1	高潮防御・洪水防御
加美巽川水門	加美巽川記念橋下流地点	1	洪水防御
今川水門	今川今川橋上流地点	1	洪水防御

図－1 大阪市管理河川の担当現場事務所



2 監査対象事務に従事する職員数

(1) 担当別及び職種別の職員数

表－4 担当別職種別職員数

(単位：名)

担当 \ 職種	行政職員				技能職員	事業担当主事補	合 計
	事 務 員	技 術 員	大 阪 府	再 任 用			
河 川 課	4	12	1	0	0	0	17
河川・渡船管理事務所	2	1	0	1	25	1	30
合 計	6	13	1	1	25	1	47

(注) 1 平成25年9月1日現在

(注) 2 河川・渡船管理事務所の行政職員・事業担当主事補は渡船業務を兼務している。

(注) 3 河川・渡船管理事務所には、渡船業務に従事する技能職員は含んでいない。

(2) 職員数の推移

表－5 職員数の推移

(単位：名)

担当 年度	河川課			河川・渡船 管理事務所			合計
	事務職員	技術職員	小計	事務・ 技術職員	技能職員	小計	
平 成 23 年 度	5	16	21	6	25	31	52
平 成 24 年 度	4	15	19	6	24	30	49
平 成 25 年 度	4	13	17	5	25	30	47

(注) 1 それぞれ 5 月 1 日現在の職員数を示す。

(注) 2 臨時職員は河川課事務職員に、大阪府派遣職員及び嘱託職員は河川課技術職員に、再任用職員及び事業主事補は河川・渡船管理事務所事務・技術職員に含む。

(注) 3 河川・渡船管理事務所の行政職員・事業主事補は渡船業務を兼務している。

(注) 4 河川・渡船管理事務所には、渡船業務に従事する技能職員は含んでいない。

平成23年度と25年度の職員数を比較すると、河川課では4名、河川・渡船管理事務所では1名の減少が見られる。また、職種別では、技能職員は減少していないが、事務・技術職員では、5名の減少が見られる。

3 決算状況等の分析

(1) 歳入の決算状況の推移

平成22年度から24年度までの3年間における歳入の決算状況の推移は、表－6のとおりである。

国庫補助金や繰入金が歳入の約9割を占め、その事業規模により決算額が左右されている。

表－6 歳入の決算状況の推移

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
使 用 料	1,877	1,885	1,924
国 庫 支 出 金	534,012	488,234	362,719
府 支 出 金	72,367	82,179	80,570
繰 入 金	458,000	571,979	445,000
諸 収 入	0	12,030	9,586
合 計	1,066,256	1,156,307	899,799

(2) 歳出の決算状況の推移

平成22年度から24年度までの3年間における歳出の決算状況の推移は、表－7のとおりである。

歳出決算額は、この3年間、20億円前後で推移している。

表－7 歳出の決算状況の推移

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度
河 川 費	541,024	519,998	536,747
河 川 事 業 費	1,468,398	1,581,084	1,369,024
合 計	2,009,422	2,101,082	1,905,771

(注) 土木総務費は含まない。

4 事務の執行状況等の分析

(1) 河川の管理

河川区域を対象とし、水害防止及び水利促進のため、堤防・護岸の維持や改修工事、水門の管理を実施する一方、市民が共通して河川の利益を得るため、私人の行為を制限する河川占用許可を行っている。

平成22年度から24年度までの河川占用許可事務に係る執行状況の推移は表－8、道頓堀川水門及び東横堀川水門の開閉状況の推移は表－9のとおりである。

表－8 河川占用許可事務に係る執行状況の推移

	平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	数量 (㎡)	収入金額 (千円)	数量 (㎡)	収入金額 (千円)	数量 (㎡)	収入金額 (千円)
工 作 物	919	1,579	964	1,587	1,011	1,626
電柱支柱支線	16	31	16	31	16	31
通 路 等	398	267	398	267	398	267
合 計	1,333	1,877	1,378	1,885	1,425	1,924

表－9 道頓堀川水門及び東横堀川水門の開閉状況の推移

年度 水門名	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
道 頓 堀 川 水 門	4,624	4,584	5,998	4,193
東 横 堀 川 水 門	2,940	3,172	3,753	3,269

(注) 平成25年度は、12月31日までの開閉回数である。

(2) 治水対策

低湿で水害を受けやすい自然特性を有していた大阪市東部の寝屋川流域について、都市化の進展により、浸水被害が頻発していたことから、これまでに平野川、加美巽川等で河道線形改善や河積増大等を実施し、現在は城北川の河川改修工事等を実施している。

また、大阪市西部については、台風時の高潮被害対策として防潮水門、防潮鉄扉や防潮堤の整備を実施している。

平成25年度実施の主な治水対策事業は表－10のとおりである。

表－10 平成25年度実施の主な治水対策事業

	事業実施予定年度	平成25年度 事業費
城 北 川 改 修 事 業	昭和60年度～平成26年度 (平成27年度以降事業休止予定)	3 億3,791万円
加 美 巽 川 護 岸 補 修 事 業	平成16年度～平成34年度	2,000万円

(3) 河川の環境整備

水辺に親しみ、快適な水辺空間の創出をめざし、水の都大阪再生を目指す道頓堀川の水辺整備等を実施している。

道頓堀川水辺整備事業の概要は、表－11のとおりである。

表－11 道頓堀川水辺整備事業概要

	道頓堀川水辺整備事業
事 業 区 間	湊町～日本橋間 長さ約1.0km
事 業 費	約240億円
事 業 年 度	平成7年度～平成24年度完成（湊町～日本橋間遊歩道）
事 業 内 容	耐震護岸工事を含む川沿いの遊歩道整備、道頓堀川水門・東横堀川水門の建設

(4) 耐震対策

阪神・淡路大震災後、耐震点検を実施したうえで、周辺地盤の低さ、水門の有無を考慮した結果、住吉川について耐震対策を実施している。

住吉川耐震護岸整備事業の概要は、表－12のとおりである。

表－12 住吉川耐震護岸整備事業概要

	住吉川耐震護岸整備事業
事 業 費	約85.9億円（平成25年度事業費 6 億6,974万円）
事 業 年 度	平成15年度～平成34年度完成予定
事 業 内 容	耐震護岸整備、環境整備

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務事業の執行に一層努力されたい。

1 河川占用許可事務について改善を求めたもの

河川法（昭和39年法律第167号）及び普通河川管理条例（昭和32年大阪市条例第14号）によれば、河川の流水及び河川区域内の土地の占用、工作物の新築、改築、除却等をしようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされている。

しかしながら、前回監査において無許可占用物件として指摘されたものについて確認したところ、依然として法令等の規定によらず無許可のままのものが見受けられた。また、抽出により申請書類と現状を突合したところ、監査対象局は把握していたが、前回監査で指摘した以外にも無許可占用物件が見受けられた。

これらは、過去からの経緯や相手方との交渉の長期化等により処理方針を再検討中、または、事務引継が不十分であったことが原因とされている。

河川占用許可は、行政処分であり、公平性について説明責任が求められることから、処理方針再検討中の物件については早急に処理方針を策定したうえで是正工程を明らかにし、その他の物件については是正工程を明らかにしたうえで適切に措置されたい。また、新たな無許可占用物件を生じさせないよう河川課作成の河川占用一覧を工営所及び河川・渡船管理事務所と共用し、水防踏査時等の機会を捉えて無許可物件がないか確認する体制を構築されたい。

2 保有船舶数の見直しを求めたもの

河川・渡船管理事務所においては、21隻の各種船舶を保有しているが、平成25年10月の保有船舶の稼働実績報告書を閲覧したところ、その主な使用目的は、城北川浚渫工事と日々実施している道頓堀川遊歩道の清掃・巡回業務となっていた。

また、平成24年度及び25年4月から10月末までの運搬船を除く9隻の稼働状況を確認したところ、1年を超えて稼働がない船舶が1隻、1か月の稼働日数が10日以下の船舶が4隻見受けられるなど全般的に稼働率が低い状況にあり、平成27年度以降城北川浚渫事業が休止されることを勘案すると、船舶の稼働率はさらに低下するものと思料される。

効率的、効果的な業務の実施及び船舶保有の説明責任を果たすべく、船舶を保有する必要性を見直し、必要性の乏しい船舶については、売却、処分されたい。

3 河川管理施設維持管理業務について改善を求めたもの

河川管理施設維持管理業務について、点検業務プロセス等を確認したところ、点検時期、頻度等についてマニュアルは存在するものの十分な周知

が図られておらず、点検結果を受けた修繕等対応の意思決定を裏づける文書も整備、保管されていなかった。そのような中で、監査期間中の平成25年11月に、現状の目視点検では発見できない設備部材破損により、道頓堀川水門が作動しなくなる事故も起きたところである。

これらは、経験に頼るところの多い業務方法を踏襲していることが原因と考えられるが、マニュアルを十分活用することはもとより、点検時期、頻度等に関して補修履歴等を勘案のうえマニュアルを適宜改訂するとともに、点検結果を受けた対応の意思決定を裏づける文書を整備、保管する仕組みを構築するなど、更なる効率的、効果的な点検を実施されたい。

なお、監査対象局においては、道路橋梁総合管理システムを構築しており、その一環として河川情報管理システム（以下、当該システムという。）が稼働している。当該システムには、河川点検結果等を登録、検索する機能があるが、数か月前に実施した水防踏査の結果について未入力項目が散見されるなど、当該システムが十分に活用されていない実状が見受けられた。

当該システムの活用により、点検結果及び補修履歴等から重点点検対象を抽出したり、また、定期取替を行う必要のある設備部材の取得時期、取替時期のデータ等を検索するなど河川管理施設維持管理業務の更なる効率化も可能であることから、当該システムの活用を更に推進されたい。

4 河川・渡船管理事務所における補修用物品等の在庫管理方法を改善するよう求めたもの

河川・渡船管理事務所における補修用物品等の在庫管理状況について確認したところ、棚卸しは実施しているものの、棚卸表や棚卸差異表等の証跡が保管されていなかった。また、物品受払簿を閲覧したところ、平成25年9月末現在、1年半以上払出しがない滞留在庫が約200品目にも上っており、今後の使用見込みも検討されていなかった。さらに、道頓堀川遊歩道等の照明灯については、1年間使用する分を一般競争入札により購入しているが、在庫がなくなった場合、割高となる小口支払基金により購入していた。

これらは、過去からの業務方法を踏襲し、発注時期、数量の算定が担当者の経験等によっていることが原因と考えられる。今後は、棚卸しを実施した証跡を一定期間保管した上で、棚卸差異を把握し原因を分析するなど在庫管理方法を改められたい。また、滞留在庫については、定期的に使用見込みを検討した上で、その発注方法について、基準在庫数量を決定のうえ、基準在庫数量を下回った場合に発注するなどのルールを設定されたい。さらに、照明灯については、概算契約や単価契約等の契約方法の導入を検討されたい。

（意見）

1 河川・渡船管理事務所の業務執行体制の見直しについて

河川・渡船管理事務所の水門班（設備）では、水門の操作業務を通常 3 班 6 名体制で実施しているが、緊急動員に備え、主任を含めて 6 班 14 名体制を確保しており、水門操作業務従事者以外は、シフト勤務等による週休休暇や設備等の点検等維持管理業務に従事している。

しかしながら、水門操作は 1 回当たり 15 分程度の時間を要するが、平成 25 年 10 月の午後 5 時半から午後 10 時までの船舶通航状況を確認したところ、1 時間当たり平均 1.7 隻と比較的少ない状況にあり、また、平成 25 年 4 月から 12 月までの水門操作以外の業務状況を確認すると、警備巡回業務を外部委託しているにもかかわらず、頻繁に道頓堀川遊歩道の照明灯点検・交換業務を実施するなど、効率的とは思われない業務執行状況が見受けられたところである。

緊急動員のための要員確保の必要性は一定理解できるものの、効率的、効果的な業務実施についての説明責任を果たすべく、早急に、城北川浚渫事業休止による維持管理班の見直しも含めた河川・渡船管理事務所の業務執行体制の見直しを検討されたい。

2 道頓堀川遊歩道の管理運営業務委託について

道頓堀川遊歩道については、これまで賑わいある水辺空間の創出をめざして、イベントやオープンカフェの誘致業務のみを委託してきたところであるが、平成 24 年度より管理と運営を一括して実施する試みとして、遊歩道内の清掃業務及び警備巡回業務を誘致業務に含めた「道頓堀川遊歩道の管理運営業務委託」を実施しており、遊歩道の一括管理運営を行うことで、民間のノウハウを生かして効率的な管理運営、本市の経費削減が可能とのことであった。

しかしながら、仕様書や清掃実施報告等を閲覧すると、イベントの実施に合わせて業務を実施するなどの一括管理運営のメリットが発揮されているのかが明確でない。また、清掃業務、警備巡回業務ともに、受託業者が再委託を行っているが、監査対象局の積算と受託業者の再委託料を比較すると、前者は積算を大幅に下回った再委託料となっている一方、後者は積算を大幅に上回った再委託料となっており、さらに、誘致業務の積算については、管理運営事業者が誘致先から徴収する使用料等で費用をカバーすることとし積算を 0 円としているなど、公募型プロポーザル方式とはいえ、一括管理運営を行うことで本市の意図した効果が得られているのかが必ずしも明らかでない。

監査対象局は、現契約の積算データを収集し、次回の運営事業者募集時の積算に活かすとともに、一括管理運営の効果、経済性等について検証したうえで、必要に応じて契約形態・内容等を検討されたい。

（行政委員会事務局監査部監査課）

大阪市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定による平成25年度定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 監 査 委 員 金 沢 一 博
同 有 本 純 子
同 阪 井 千鶴子
大阪市監査委員職務執行者 高 橋 敏 朗

平成25年度定期監査等結果報告の公表

建設局所管の土木、建築並びに電気、機械及び情報システムに係る
工事等の施行 状況及び施設の維持管理状況
(土木は下水道河川部所管を除き、電気、機械及び情報システムは
道路部関係事務を除く。)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

建設局所管の土木、建築並びに電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行状況及び施設の維持管理状況（ただし、土木は下水道河川部所管を除き、電気、機械及び情報システムは道路部関係事務を除く。）を監査対象とした。

建設局の監査については、土木監査は概ね2年ごとに実施しており、また、建築及び設備監査については、大阪市の部局の中で比較した場合、事業規模が大程度に該当することから、監査サイクル^(注)と前回監査からの経過年数を踏まえたうえで、今回の監査対象として選択した。

(注) 監査サイクル：概ね 土木2年、建築・設備（事業規模 大：4年、中：5年、小：5～7年）

前回の定期監査等

- ① 土木（平成23年度）
 - ・平成23年 5 月 9 日から 9 月 16 日（下水道河川部を除く。）
- ② 建築（平成21年度）
 - ・平成21年 7 月 22 日から 9 月 18 日（下水道河川部事務）
- ③ 設備（電気、機械及び情報システム）（平成21年度）
 - ・平成21年 7 月 22 日から 9 月 18 日（下水道河川部事務、ただし情報システムのみ管理部も含む。）

2 監査の目的

今回の監査を通じて、建設局の土木、建築並びに電気、機械及び情報システムに係る工事等の施行及び施設の維持管理における合規性、効率性、妥当性等の評価を行うことにより、公正で合理的かつ能率的な本市の行財政運営に寄与することを目的とする。

3 監査の着眼点及び手続

各局の監査において依然として類似する指摘事項が数多く見受けられることから、内部統制の整備と運用状況の適切性の観点から重点監査項目を次のとおりとして、監査を実施した。

また、前回指摘事項の改善状況を確認するとともに、その後の事務事業が社会環境等の変化も踏まえ、適正適切に行われているか監査を行った。

○ 重点監査項目（着眼点）及び主な手続

- (1) 設計・積算は適正に行われているか。また、コスト削減等の検討が適切に行われているか

（手続）マニュアル、チェックリスト及び基準書の整備、運用状況を踏まえた設計図書等の確認

- (2) 契約手続は適正に行われているか

（手続）契約事務手続書を踏まえた契約書、随意契約理由書及び設計変更理由書等の確認

- (3) 工事は関係法令等を遵守し、適正に施工されているか

（手続）監督マニュアルやチェックリストの整備、運用状況を踏まえた工事関係書類の確認及び実地調査

- (4) 業務委託について、委託内容や委託金額は適正かつ適切か

（手続）マニュアル、チェックリスト及び基準書の整備、運用状況を踏まえた設計図書、成果品等の確認

- (5) 所管する施設の維持管理は、適正かつ適切に行われているか

（手続）点検マニュアル、修繕計画を踏まえた維持管理状況の確認

- (6) アセットマネジメント^(注)計画が策定され実施されているか

（注）施設や設備を効率よく運用すること。

（手続）アセットマネジメント計画を踏まえた改修、建替等の実施状況の確認

- (7) 過去の監査指摘事項が適切に措置されているか

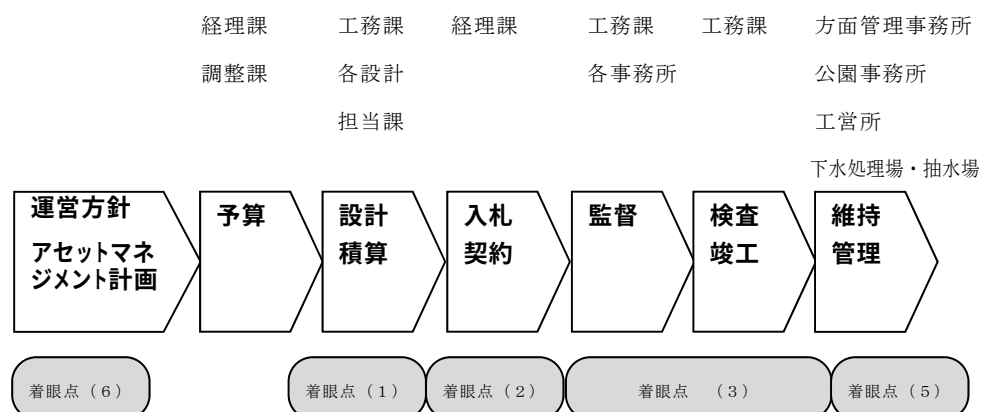
平成22、23年度 土木監査（指摘 10件）

平成17、21、22年度 建築監査（指摘 7件）

平成21年度 設備監査（指摘 5件）

（手続）措置状況が管理、実施されていることを関係書類、実地調査にて確認

図－１ 工事事務の代表的な流れと着眼点の関係



４ 監査の実施方法

重点監査項目の監査手続に基づき、内部統制の整備状況及び運用状況に係る建設局の各種マニュアルやチェックリスト等の確認を行うとともに、平成24年４月１日から平成25年５月31日（土木（公園）は平成25年７月31日）までに契約された工事等のうち、表－１、２のとおりリスクの程度に応じて抽出した工事等の関係書類等の確認及び関係職員からの説明を聴取するなどの方法により、監査を実施した。

また、工事等の履行状況や施設の維持管理の適正性・適切性について、表－３のとおり実地調査を実施するとともに、過去の監査指摘事項についても措置の適切性を検証した。

表－１ 抽出件数・契約金額一覧表

工事	抽出 (件)	全体 (件)	抽出率 (%)	抽出 (千円)	全体 (千円)	抽出率 (%)
土木	32	196	16	6,765,404	16,487,164	41
土木（公園）	38	160	24	1,094,300	2,713,790	40
土木計	70	356	20	7,859,704	19,200,954	41
建築	32	71	45	759,310	781,945	97
電気	34	289	12	4,146,321	15,024,300	25
機械	48	458	10	26,807,165	40,306,834	67
設備計	82	747	11	30,953,486	55,331,134	56
工事計	184	1,174	16	39,572,500	75,314,033	53

（注）金額は当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

業務委託	抽出 (件)	全体 (件)	抽出率 (%)	抽出 (千円)	全体 (千円)	抽出率 (%)
土木	33	272	12	1,401,062	3,778,547	37
協定	21	41	51	7,636,530	8,390,357	91
土木（公園）	61	225	27	883,358	1,798,594	49
土木計	115	538	21	9,920,950	13,967,498	71
建築	43	98	44	515,460	681,482	76
電気	18	82	22	769,537	2,043,686	38
機械	28	116	24	1,629,170	3,363,295	48
設備計	46	198	23	2,398,707	5,406,981	44
情報システム	46	46	100	1,005,678	1,005,678	100
業務委託計（注） ²	183	793	23	5,198,587	11,665,604	45

（注） 1 金額は当初契約金額を示し、千円未満切捨てとする。

2 業務委託計には、協定及び情報システムは含まない。

表－2 抽出工事等の選択理由ごとの件数

（単位：件）

工 事	土木	土木 (公園)	建築	電気	機械	工事計
契約金額が高額のもの	4	14	7	7	15	47
契約率が100%に近いもの	1	3	2	1	13	20
契約率が低いもの	1	3	2	0	2	8
契約変更の額が大きい、率が高いもの	2	0	4	7	3	16
契約期限が変更されたもの	2	5	2	0	3	12
工種別等で任意に抽出したもの	22	13	15	19	12	81
工事計	32	38	32	34	48	184

業務委託	土木	協定	土木 (公園)	建築	電気	機械	情報 システム	業務 委託計
契約金額が高額のもの	4	3	7	5	4	7	17	27
契約率が100%に近いもの	1	0	3	4	0	2	2	10
契約率が低いもの	2	0	5	5	6	7	7	25
契約変更の額が大きい、率が高いもの	2	3	6	5	0	1	0	14
契約期限が変更されたもの	1	1	0	0	0	0	0	1
工種別等で任意に抽出したもの	23	14	40	24	8	11	20	106
計	33	21	61	43	18	28	46	183

表－3 実地調査対象工事及び施設一覧

	実地調査の目的	調査対象	調査場所
1	・アセットマネジメント計画等に基づく施設の耐震化、更新、維持管理の状況 ・工事契約書に基づく施工状況の現場確認	代表的な 方面管理事務所、 工営所、下水処理場、 公園事務所、土木工事現場	・西部方面管理事務所 ・海老江下水処理場 ・平野下水処理場 ・中浜下水処理場 ・長堀抽水所
2	・工事の監督体制 ・事業所等施設の維持管理状況の現場確認	道路、下水、公園事業を 管理監督する代表的な 方面管理事務所、工営所、 公園事務所、工事施工箇所	・東部方面管理事務所 ・南工営所 ・田島工営所 ・田島工営所（上之宮出張所） ・下水道科学館 ・花博記念公園事務所 ・東部方面公園事務所 ・天王寺動植物公園事務所 ・聖天山公園 ・巽公園
3	・管理橋梁における耐震補強実施状況の確認	耐震補強の実施対象となっている代表的な管理橋梁	・千本松大橋 ・浮島橋 ・難波津橋 ・静波橋 ・木津川大橋 ・肥後橋 ・筑前橋 ・常安橋 ・土佐堀橋
4	・情報システム及び端末の管理状況の確認	情報システム及び端末を 管理、運用する所管課	・下水道河川部調整課（ATC）

5 監査の期間

平成25年 7 月23日から同年 9 月13日まで（土木、建築、電気、機械及情報システム）平成25年 9 月17日から同年11月22日まで（土木（公園緑化部））

第2 事務事業の概要

1 事業の概要

建設局では、良好な都市空間の創造に寄与するために、道路、橋梁、下水道、河川、公園等の重要な都市基盤を適正かつ有機的に管理している。

所管施設ごとのおもな事業の概要及びその実施状況については次のとおりである。

(1) 道路事業

大阪市内の道路延長は3,897キロメートルあり、このうち国土交通大臣が管理している区間（指定区間）の一般国道を除いた3,853キロメートルが市の管理する道路となっている。

主要な道路事業としては、管理道路の舗装や道路施設の維持補修、共同溝の建設、道路照明等の改良、道路改良などがあり、これらを通じて道路交通環境の保全や都市防災機能の向上および安全なまちづくりを図っている。

表－4 大阪市認定道路現況表

平成24年 4 月 1 日現在

区 分 道路種別		路線数	延長(m)	道路部 延長(m)	橋梁部	
					橋数	延長(m)
国 道	指定区間	7	43,509	35,796	26	7,713
	指摘区間外	7	66,291	52,490	79	13,801
	計	14	109,800	88,286	105	21,514
府 道	主要地方道	14	115,368	103,896	136	11,472
	一般	14	67,805	65,860	34	1,945
	計	28	183,173	169,756	170	13,417
市 道	主要地方道	14	94,257	88,213	60	6,044
	有料	0	946	0	0	946
	一般	11,819	3,508,513	3,494,803	458	13,710
	計	11,833	3,603,716	3,583,016	518	20,700
合 計		11,875	3,896,689	3,841,058	793	55,631

国土交通大臣管理	7	43,509	35,796	26	7,713
----------	---	--------	--------	----	-------

大阪市管理	11,868	3,853,180	3,805,262	767	47,918
一般道路	11,868	3,852,234	3,805,262	767	46,972
有料道路	0	946	0	0	946

道路においては、舗装の損傷が軽微な段階で簡易な補修を実施する「予防保全型補修（PMS：Pavement Management System）」を実施することにより、道路舗装の長寿命化と予算、維持管理費用の削減及び予算の平準化を図っている。

本計画では、平成12年度に道路維持管理経費が約50億円であったものを約30億円から35億円に抑制しており、ここ数年の推移については表－

5 のとおり、計画どおりの事業費の推移となっている。

表－5 道路維持管理経費の推移（予防保全型補修実施後）

（単位：千円）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
決算額	3,469,962	3,151,782	3,303,452	2,748,401

(2) 街路事業

主要な街路事業としては、都市計画道路の新設や拡幅等を行う道路改築、踏切による交通渋滞・事故の解消のための連続立体交差事業、都心北部地域での交通混雑緩和のための淀川左岸線 2 期の整備などを実施している。

表－6 都市計画道路の整備状況表

平成25年 5 月27日現在

種別	路線数	計画延長 (k m)	整備済延長 (k m)	整備率 (%)
幹線道路	121	436	349	80
区画街路	47	40	30	74
歩行者専用	17	35	27	77
合 計	185	511	406	79

（注）長期未着手の都市計画道路の見直し後

このうち、阪急電鉄京都線・千里線連続立体交差事業については、平成 8 年から用地取得を開始し、平成20年 9 月からは並行して現地工事を進めているところであり、平成24年度末時点での用地取得率は約87パーセント、全体の事業進捗率は約11パーセント、平成32年度の事業完了を予定としている。

また、淀川左岸線 2 期事業については、平成25年度に供用開始した 1 期事業に引き続き、現在基本設計を踏まえた各関係機関及び地元等との協議等を実施している段階であり、今後構造物の設計及び工事発注を経て、平成32年度の工事完成を予定としている。

(3) 橋梁・渡船事業

大阪市には多くの河川があり、管理道路の一部として867の橋梁がある。橋梁事業としてはこれらの橋梁のうち建設局が管理する767の橋梁に対して、長寿命化のための保全や、震災発生時の避難路・緊急交通路の確保などのため、橋桁や橋脚の補強などの耐震対策を実施している。

表－7 橋梁現況表

平成24年 4 月 1 日現在

区 分 道路種別		橋数	延長 (m)	鋼 橋		コンクリート橋		石 橋		木 橋	
				橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)	橋数	延長 (m)
国道	指定区間	26	7,713	19	7,365	7	348	0	0	0	0
	指定区間外	79	13,801	62	11,904	17	1,897	0	0	0	0
	計	105	21,514	81	19,269	24	2,245	0	0	0	0
府道	主要地方道	136	11,472	73	10,566	63	906	0	0	0	0
	一般	34	1,945	23	1,626	11	319	0	0	0	0
	計	170	13,417	96	12,192	74	1,225	0	0	0	0
市道	主要地方道	60	6,044	51	5,003	9	1,041	0	0	0	0
	有料	0	946	0	946	0	0	0	0	0	0
	一般	458	13,710	301	11,420	152	1,665	4	11	1	614
	計	518	20,700	352	17,369	161	2,706	4	11	1	614
合 計		793	55,631	529	48,830	259	6,176	4	11	1	614

国土交通大臣管理	26	7,713	19	7,365	7	348	0	0	0	0
大阪市管理 (認 定)	767	47,918	510	41,465	252	5,828	4	11	1	614
大阪市管理 (未認定)	54	7,614	31	7,281	23	333	0	0	0	0
大阪市管理 認定に含む(有料 道路)	0 (0)	0 (946)	0 (0)	0 (946)	0	0	0	0	0	0
その他の管理 (大阪府及び隣接 都市)	20	1,131	13	922	7	209	0	0	0	0
	867	64,376	573	57,033	289	6,718	4	11	1	614

(注) () 内は菅原城北大橋。有料箇所は一部であるので、橋数としては主要市道に計上する。

橋梁の耐震計画については、建設局が管理する767橋のうち、331橋が耐震補強を必要としており、これらを対象とした耐震補強完了の目標年次は平成30年度となっている。

なお、平成24年度末時点で、316橋について耐震補強が完了（進捗率約95パーセント）している。

また、残りの15橋^(注)については、比較的長大橋が多くなっている

が、新たな耐震化技術として、地震時の水平力を分散させることによって橋脚補強を最小限に抑える工法などを採用することにより、平成30年度までに耐震化工事を実施、完了する予定となっている。

さらに、今後30年の間に約100橋が橋齢100歳を迎えることから、これら高齢橋の一斉更新・架替に伴う事業費の増大が懸念されている。そのため、定期的な点検、維持修繕を実施する予防保全型の維持管理（BMS：Bridge Management System）を計画的に実施（橋梁長寿命化修繕計画を策定）することで、維持管理費用の削減及び予算の平準化を図っている。

（注）15橋：木津川大橋、長柄橋、新淀川大橋、阪堺大橋、十八条大橋、寝屋川大橋、大東橋、新十三大橋、吾彦大橋、三津屋高架橋、中津高架橋、阪急高架橋、北方貨物線高架橋、十三バイパス高架橋、大浪橋高架橋

なお、今回の監査では表－8に示すとおり、耐震補強が完了している橋梁9橋を対象として、その実施状況の現地調査を行った。

表－8 現地調査橋梁一覧（耐震補強）

No.	橋梁名	耐震補強内容	
		橋脚補強	落橋防止
1	千本松大橋	●	●
2	浮島橋	－	●
3	難波津橋	－	●
4	静波橋	－	●
5	木津川大橋	●	●
6	肥後橋	－	●
7	筑前橋	－	●
8	常安橋	－	●
9	土佐堀橋	－	●

●：耐震補強実施 ー：耐震補強なし（対象外）

橋脚補強：鋼板巻立

落橋防止：落橋防止構造、変位制御、沓座拡幅など

また、渡船事業として、橋梁の架設が困難な地域や大型船舶の航行のため、高所に橋梁が架設されている地域における市民等の日常生活を確保するため、市内7カ所において渡船を運営、管理している。

本事業の実施状況については、7渡船場合計で年間約28万回運行しており、表－9に示すとおり、延べ約190万人の利用者を輸送してきている。

なお、渡船は道路法に基づく認定道路に位置づけられていることから、

利用者からの料金を徴収していない。

また、従前より直営により管理・運行が行われてきたが、経費削減の観点から、平成20年度より落合上渡船場の渡船運行業務を民間委託している。これにより、人件費を中心としてここ数年で年間約1,000万円の削減効果が現れている。

今後の民間委託拡大については、局の方針として位置づけられているが、受託者が定期航路や不定期航路の免許を有し、乗客船の運航管理能力を有するとともに、船舶免許を有する人員を常時必要数確保する能力を有するなど、運行業務の特殊性から入札参加者（受託者予定者）が限られているため、入札不調により渡船運行への支障となる可能性や、今後の職員の退職および人件費の動向、消費税の増税に伴う費用の増加を勘案しつつ、慎重に検討を行っていくこととなっている。

表－9 渡船利用者数（過去5年）

（単位：人）

渡船場名称	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
天保山	327,339	313,601	319,207	300,850	300,524
千 歳	271,941	270,110	256,326	254,646	243,538
甚兵衛	571,416	562,473	555,710	532,004	514,755
船 町	75,905	69,789	75,731	73,339	69,826
落合上	195,486	207,978	199,442	197,183	193,271
落合下	140,461	144,979	143,914	150,864	144,274
千本松	430,907	403,683	397,789	403,833	418,632
合 計	2,013,455	1,972,613	1,948,119	1,912,719	1,884,820

（4）下水道事業

大阪市の下水道は管渠（きょ）延長が4,900キロメートル、58箇所の抽水所（ポンプ場）と12箇所の下水処理場を有しており、下水道の処理人口普及率は99.9パーセントとなっている。下水道事業としては、これら下水道施設の維持管理をはじめ、建設改良事業として浸水対策、水質保全対策、都市環境対策（アメニティ対策）の観点から、下水道幹線やポンプ場、雨水滞水池の建設などの下水道整備を行っている。

表－10 下水道事業の現状

平成25年 3 月31日現在

総人口 (平成22年確定値国調人口)		2,665,314人
市陸地面積		191.97 k m ²
排水 区域	累計面積	190.52 k m ²
	普及率	99.20 %
処理 区域	累計面積	190.52 k m ²
	普及率	99.20 %
	処理人口	2,665,299人
	普及率	99.20 %

水洗便所普及状況

全市推定戸数	1,530,580戸
水洗化戸数	1,530,532戸
残存未水洗化戸数 (計画区域外戸数10戸を含む)	48戸
普及率	99.90 %

雨水対策整備率 (概ね10年確率降雨)		79.50 %
管渠延長		4,900 k m
抽水所	箇所数	58か所
	排水能力	681.21 m ³
処理場	箇所数	下水処理場 12か所 舞洲スラッジセンター 1 か所 2,844,000 m ³ /日
	処理能力	(他都市分122.000m ³ /日を含む)
	平均処理水量	1,752,566 m ³ /日
	晴天時1日平均 処理水量	1,552,396 m ³ /日
	晴天時最大 処理水量	2,037,821 m ³ /日
	平均汚泥発生量	478 t/日
	排水能力	673.57 m ³ /秒

本市下水道の機械電気設備については老朽化が進んでいるため、目標耐用年数を定め、平成18年度から10か年で1,000設備の改築更新を行うものとし、平成22年度までの5か年で525設備を実施してきた。しかし、標準的な耐用年数である20年を超過した設備の割合は全体（約4,500設備）の60パーセントを超過しており、よりいっそう、施設の状況を踏まえた戦略的な維持管理を行う必要があることから、多くの老朽設備の中より、機能が保持される最低限度の施設を優先として500設備に限定し、平成23年度より5か年計画で改築更新を実施しており、本事業は概ね計画どおりに進捗している。

また、設備の管理をこれまでの設備単位（約4,500設備）から、より再分化した機器単位（約40,000機器）に改め、さらにきめ細かな管理を行うことで設備の長寿命化を図っている。

(5) 河川事業

市内には33の河川があり、その延長は約146キロメートルとなっている。河川事業としては河川の管理としての堤防・護岸の維持や改修工事などをはじめ、治水対策として、河川改修や調節池、雨水滞水池の建設、快適な水辺空間の創出を目指し、河川の環境整備などを実施している。

表－11 河川現況表

平成25年 4 月 1 日現在

河川種別		河川数	延長 (m)	管 理 者
一級河川	指定区間外	2	28, 502	国土交通省 (近畿地方整備局長)
	指定区間内	17	93, 202	国土交通大臣 (大阪府知事)
		6	17, 377	国土交通大臣 (大阪市長)
準用河川		4	5, 017	大阪市長
普通河川		4	1, 853	大阪市 (建設局)
計		33	145, 951	

(6) 公園・緑化事業

大阪市における都市公園は983箇所、940.1ヘクタールあり、「緑の基本計画」に基づくこれらの都市公園の整備と既存公園の管理運営を実施している。

また、緑化事業についても推進しており、公園樹や街路樹は1,100万本、市域の樹木・樹林については1,528ヘクタール（6.9パーセント）となっている。

表－12 大阪市の都市公園の推移

区分 年月	大 阪 市 営 公 園				国・府営公園を含めた場合			
	公園数 (箇所)	公園面積 (h a)	市民1人 あたりの 面積 (m ²)	行政面積 に対する 割合 (%)	公園数 (箇所)	公園面積 (h a)	市民1人 あたりの 面積 (m ²)	行政面積 に対する 割合 (%)
平成 5. 4	831	721.9	2.78	3.27	835	796.8	3.06	3.61
平成 10. 4	882	791.8	3.05	3.58	886	867.9	3.35	3.92
平成 15. 4	939	829.0	3.16	3.74	943	906.2	3.46	4.09

平成 20. 4	965	853. 3	3. 23	3. 84	969	930. 6	3. 52	4. 19
平成 25. 4	979	862. 1	3. 22	3. 88	983	940. 1	3. 51	4. 23

(注) 公園数、公園面積等、表の値には都市計画公園・緑地と非都市計画公園を含む。

本市では、都市計画として737箇所、992ヘクタールの都市計画公園・緑地を定め、公園整備事業を進めてきた結果、うち720箇所、809ヘクタールの公園開設まで事業が進捗しているが、残事業のうち、民有地が含まれているなど、事業の着手や整備が困難な都市計画公園・緑地について、平成25年度より計画の見直しを検討しており、事業期間240年を30年に、残事業費約4,140億円を約460億円にそれぞれ圧縮する素案となっている。

なお、残事業については、都市計画変更後は、その変更内容に基づく計画的な事業化が進められることになる。

2 事務の概要

建設局の組織図を図－2に、職員数の内訳を表－13及び表－14にそれぞれ示す。

同局は平成25年度より、旧ゆとりとみどり振興局の緑化推進部が公園緑化部として統合されたことにより、図－2及び表－13に示すと通りの組織及び職員体制となっている。

図－２ 組織図

建設局	
総務部	総務課
	〃（事業管理担当）
	企画課
	〃（計画調整担当）
	〃（業務改革担当）
	〃（道路活性化担当）
	職員課
管理部	経理課
	路政課
	〃（道路管理適正化担当）
	管理課
	測量明示課
	自転車対策課
	〃（自転車施策担当）
	工務課
	〃（事業所担当）
	〃（工事監理担当）
	設備課
	〃（設備管理担当）
	〃（道路公園設備担当）
東部方面管理事務所	管理課
	設備課
	中浜工営所
	田島工営所
	今福下水処理場
	放出下水処理場
西部方面管理事務所	管理課
	設備課
	津守工営所
	市岡工営所
	河川・渡船管理事務所
	市岡下水処理場
	千島下水処理場
南部方面管理事務所	管理課
	設備課
	住之江工営所
	平野工営所
	平野下水処理場
北部方面管理事務所	管理課
	設備課
	海老江工営所
	十三工営所
	大野下水処理場
	此花下水処理場
	十八条下水処理場
	舞洲スラッジセンター
道路部	調整課
	道路課
	〃（道路維持担当）
	橋梁課
	街路課
	〃（特定街路担当）
	〃（鉄道交差担当）
下水道河川部	調整課
	下水道課
	〃（管渠担当）
	水環境課
	〃（水質管理担当）
	河川課
公園緑化部	公園管理課（庶務担当）
	〃（運営担当）
	〃（管理担当）
	調整課（計画担当）
	〃（公園整備担当）
	協働課（協働担当）
	〃（緑化事業担当）
	東部方面公園事務所
	真田山公園事務所
	西部方面公園事務所
	港・大正公園事務所
	南部方面公園事務所
	北部方面公園事務所
	十三公園事務所
	城北公園事務所
	花博記念公園事務所
	天王寺動植物公園事務所（管理担当）
	〃（施設担当）
	〃（飼育担当）

表－13 職員数

(単位：名)

	事務及び 技術職員	うち技術職員						技能職員	その他 職員
		土木	建築	電気	機械	園芸	化学		
総務部	161	31	1	3	4	5	2	0	0
管理部	233	95	1	35	28	1	0	121	9
道路部	125	113	0	0	0	0	0	0	0
下水道河川部	131	68	11	1	1	0	31	1	4
公園緑化部	61	4	1	0	0	31	0	12	5
公園事務所	87	10	1	2	0	31	0	336	17
東部方面 管理事務所	76	38	0	6	9	0	4	350	12
西部方面 管理事務所	75	39	0	8	6	0	4	387	9
南部方面 管理事務所	68	34	0	6	7	0	3	306	11
北部方面 管理事務所	86	38	0	9	11	0	7	382	11
合 計	1,103	470	15	70	66	68	51	1,895	78

- (注) 1 平成25年 6月 1日現在
 2 その他職員は主に事業主事補・事業主事であり、その他獣医・薬剤師を含む。
 3 西部方面管理事務所は、財団法人 都市技術センター出向職員含む。
 4 総務部に派遣(32名)を含む。

次に、直近3年間の技術職員数の推移を表－14に示す。

建設局には6職種の技術職員が在籍しており、建築職、機械職と電気職を合わせた設備職及び園芸職については職員数に大きな変動がなく推移しているが、土木職については、年度毎に大幅な減少がみられる。

なお、化学職については平成25年度より職員配置が集約されたことにより、平成24年度に比べて減少している。

表－14 職員数の推移

(単位：名)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
技術職員（全職種）	799	773	740
土木	514	497	470
建築	16	15	15
電気	68	66	70
機械	72	68	66
化学	59	58	51
園芸	70	69	68
建設局全体（全職員）	3,354	3,204	3,076

(注) 平成23、平成24年度は旧ゆとりとみどり振興局緑化推進部及び公園事務所の職員数を含む。

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、主要な業務に関わるマニュアル類は整備され、全体としてはおおむね適正に業務が履行されている。

しかし、次のとおり一部において改善すべき点が認められたので、これら

に留意し、適正で合理的かつ効率的な工事等の施行及び施設の維持管理に一層努力されたい。

- 1 監督職員による工事の施工管理に問題があったため改善を求めたもの
建設局作成の「工事請負共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によれば、監督職員の権限は、「工事請負契約書」（以下「工事契約書」という。）の規定に基づき、契約内容の履行に係る受注者への指示や受注者が作成した資料等の承諾、工程管理、立会、確認等を行うこととされているとともに、これらにおいては、監督職員の体制及び役割について定められている。

しかしながら、次のとおり、監督職員による施工管理に不適正なものが見受けられた。

- (1) コンクリートの打設方法について問題があったもの

旧ゆとりとみどり振興局作成の造園工事共通仕様書（以下「造園仕様書」という。）によれば、請負者はコンクリート打設作業にあたり、型枠への付着や著しい材料分離を防ぐために、ポンプ配管等コンクリートの吐出口と打込み面までの高さを1.5メートル以下とし、施工にあたっては、事前に作成した打設計画書に基づき、適切な高さから打設作業を行わなければならないとされている。

しかしながら、「鶴見緑地（子どもの森地区）改修工事」については、設計図書、現場書類及び現地を確認したところ、本工事で施工する重力式擁壁4箇所のうち、最大高さが1.5メートルを超える擁壁3箇所のうち2箇所について、設計図書及び施工計画書の打設計画では、コンクリートポンプ車を使用してコンクリートを打ち込むようになっていたにもかかわらず、バックホウとホッパーを使用し、高さ1.5メートルを超える高さからコンクリートを打込んでいた。

コンクリートの打込み高さが高い場合、型枠等にコンクリートが付着して硬化するとともに、落下時にモルタルと骨材の材料分離が生じ、コンクリートに品質上の問題が発生するなどのおそれがある。

- (2) 鉄筋のかぶり^(注)を確保するスペーサーの材質に問題があったもの

共通仕様書によれば、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならないと定められている。

しかしながら、「西成区第369号線擁壁設置その他工事－3」ほか1件の工事については、写真を確認したところ、設計図書で定められていない合成樹脂製のスペーサーが使用されていた。

なお、本工事では監督職員が立会いを行っていたにもかかわらず、その確認が行えていなかった。

本体コンクリートと同等の材質ではない合成樹脂製の材料を使用すると、熱膨張率の違いにより、空隙等が生じ強度低下が生じるなどのおそ

れがある。

(3) コンクリート構造物の型枠取外しの計画に問題があったもの

共通仕様書によれば、受注者は型枠及び支保の取外しの時期等について、設計図書に定めがない場合には、構造物と同様の状態で養生した供試体の圧縮強度をもとに、セメントの性質等の条件を考慮し、取外しの時期等の計画を施工計画書に記載しなければならないとされており、コンクリートがその自重等の荷重に対して必要な強度に達するまで、型枠や支保を取外してはならないと定められている。

しかしながら、「西成区第369号線擁壁設置その他工事－3」については、工事月報を確認したところ、現場打ちで施工したL型擁壁及び重力式擁壁のコンクリート打設後、中3日で型枠の取外しを行っていたが、施工計画書には型枠の取外しに係る記載がなく、また、コンクリート供試体による強度の確認も行わず、受注者とコンクリートプラント担当者との口頭による相談により、仕様書通りではない型枠の取外しが行われていた。

コンクリートが必要な強度に達するまでに、型枠が早期に取外された場合、躯体のひび割れ等による品質低下などのおそれがある。

(4) その他施工管理が不適正であったもの

「桃ヶ池公園改修工事」ほか9件については、監督職員が受注者から工事に使用する材料の承諾願を受理、承諾していないものや、施工計画書への安全訓練計画の記載が具体的でないもの及び、鉄筋の組立て状況等、工事完成後に確認ができない箇所の工事写真が撮影されていないものなどが複数見受けられた。

工事の監督業務において、工事関係書類の確認や受注者への指示、指導等、施工管理に不十分な点があった場合、工事の安全管理や目的物の品質などに影響を及ぼすおそれがある。

これらの事態が生じているのは、監督職員が共通仕様書や造園仕様書の内容を十分に把握しておらず、共通仕様書に基づいた適正な施工管理が行えていなかったこと、また、複数の職員で監督を行う体制であるにもかかわらず、チェックが有効に機能していなかったことなどによると認められる。

今後は、監督職員による組織的なチェックが有効に機能し、共通仕様書等の内容に従った確認及び施工が行われるよう、各々の役割を明記した監督業務に係るマニュアルやチェックリスト等を整備、運用されたい。

また、監督担当職員に対する研修等を実施することにより、監督業務に必要な知識水準が常に確保できるようにされたい。

なお、項目(1)及び(2)の構造物については、引き続き経過観察を行われたい。

(注) かぶりとは、鉄筋とコンクリート表面までの距離のことをいい、鉄筋を腐食から守るために構造物や部材ごとに所定の寸法が決めら

れている。

2 過積載の再発防止に向けて改善を求めたもの

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）等の法令によると、積載物の重量の制限を超えて車両を運転してはならないとされている。

しかしながら、建設局発注の次の工事については、過積載による運搬が長期間にわたり見受けられた。

また、建設局では、監督職員が「建設系廃棄物搬入集計表」（以下「廃棄物集計表」という。）の提出を受注者より毎月受けることになっており、工事等において運用は行っているが、過積載を確認できる様式とはなっておらず、一方で、公園工事を所管している公園緑化部（旧ゆとりとみどり振興局）では、廃棄物集計表の運用は行われていなかった。

(1) 高見公園新設工事

10トン車^{(注) 1}を主体とする運搬130台のうち、112台（約86パーセント）が過積載による運搬で、超過重量は合計で約142トン、1台当たり約1.3トンの重量超過であった。

(2) 西成区第369号線擁壁設置その他工事

4トン車^{(注) 2}を主体とする運搬231台のうち、177台（約77パーセント）が過積載による運搬で、超過重量は合計で約168トン、1台当たり約1トンの重量超過であった。

(3) 中柳田橋架替工事

10トン車^{(注) 3}による運搬63台のうち、39台（約62パーセント）が過積載による運搬で、超過重量は合計で約23トン、1台当たり約0.6トンの重量超過であった。

過積載は、積載物の落下や制動距離の増大により交通事故を引き起こすおそれがあるにもかかわらず、このような事態が生じているのは、工事の過程で、過積載防止に対する認識と受注者の指導が不足しており、また、それらをチェックする体制が十分でなかったことなどによると認められる。

なお、都市整備局では平成23年度に「過積載防止対策要領」を策定し、ここで積載監視責任者の設置や過積載防止の啓発、積載量の管理及び記録、報告する仕組みを定め、これを実施することにより、過積載の防止に努めているが、建設局では本要領で定められるような仕組みにはなっていないかった。

今後は、過積載を防止するよう、受注者の指導を徹底するとともに、廃棄物集計表を過積載が確認できる様式に改め、工事履行中に随時確認できる体制を早急に確立されたい。

また、過去より本市発注工事で横断的に発生している過積載について、関係局と連携を図り、本市全体としてその防止に向けた対策を整理、統一

するよう努められたい。

- (注) 1 最大積載量が2.0トンから9.4トンの運搬車両を使用
2 最大積載量が2.0トンから4.0トンの運搬車両を使用
3 最大積載量が8.3トンから8.5トンの運搬車両を使用

3 休日及び夜間施工時の協議事項について改善を求めたもの

建設局作成の「工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）」によれば、受注者は、雨が降り出した場合、加熱アスファルト混合物の敷均し^(注)作業を中止し、すでに敷均した箇所の混合物を速やかに締固めて仕上げを完了させなければならないと定められている。

しかしながら、「東部方面管理事務所管内道路維持修繕その他工事－2」については、休日に実施したアスファルト舗装の工事写真より、雨合羽を着用した作業員による舗装作業や、通行人が傘をさしている状況が確認された。

また、直近にある同局東野田抽水所の雨量観測結果である午前9時台の1時間に10ミリの降雨から判断すると、当日の天候が作業前から雨であったことが明らかであるにもかかわらず、受注者が約250平方メートルの舗装作業を行っていた。

なお、作業翌日に受注者より監督職員に提出された「休日・夜間施工実施報告」には、当日の天候は「晴れ」と事実と異なる記載がなされていた。

このような事態が生じているのは、本工事における休日作業の実施可否の判断が、受注者に一任されており、監督職員との協議に係る取り決めがないことから、受注者が監督職員と連絡をとらず、休日明けに「休日・夜間施工実施報告書」にて、事後報告するという体制になっていたことなどによると認められる。

雨天時にアスファルト舗装作業を行ったということは、舗装の耐久性など品質面での問題が生じるおそれがある。

今後は、監督職員が事前に休日及び夜間の工事施工可否等を適切に判断できるよう、協議すべき事項を定められたい。

また、引き続き、当該舗装箇所の経過観察を行われたい。

(注) 敷均し：しきならし と読む

4 検査の考査内容に施工内容を適正に反映していなかったため改善を求めたもの

「請負工事成績評定要領」によれば、請負工事の検査時の成績評定は、監督または検査で確認した事項について、評定者である監督職員または検査員ごとの的確かつ公正に行うものとされている。

しかしながら、建設局発注の「西成区第369号線擁壁設置工事－3」及び「中柳田橋架替工事」については、過積載が見受けられており、また、前者については、擁壁の型枠取り外し時におけるコンクリート強度の管理が

不適正であったにもかかわらず、成績評定において「安全管理において過積載防止に取り組み、監督職員の改善指導を受けていない」あるいは、「コンクリート構造物の品質において、型枠の取り外し時のコンクリート強度が適切に管理されている」などと考査されており、監督職員や検査職員による考査内容に実際の施工内容が適正に反映されていなかった。

このような事態が生じているのは、監督職員及び検査職員が工事の施工内容を十分に把握しないまま、検査時に考査を行っていたことなどによると認められる。

成績評定が厳正かつ的確な評定に基づくものでなければ、所定の品質を満たしていないものを合格とするおそれがあるとともに、その結果を請負者の適正な選定及び指導育成に資することができない。

今後は、工事監督のチェックリストの確認などにより、施工内容を十分に把握した事業請負成績調書の考査を行い、厳正な検査となるようにされたい。

- 5 工事監督マニュアルの運用について問題があったため改善を求めたもの
建設局が平成21年 4 月に作成した「建設局工事監督マニュアル」（以下「工事監督マニュアル」という。）によれば、監督職員が工事の施工管理において標準的に確認すべき事項や頻度、時期等を「工事監督要領（チェックポイント）」や「現場確認表（チェックシート）」として定めており、監督職員はこれらを運用することになっている。

しかしながら監査で確認を行ったところ、これらのチェックポイントやチェックシートについては、局内関係部署で十分に運用されておらず、また、工営所の土木職員が監督を行う道路維持補修工事や公園事務所が監督を行う公園工事においては、それらが整備されておらず、第 3 監査の結果 1 から 3 でも述べたように、監督職員による仕様書に記載されている内容の確認が工事内容と照らし合わせて、適時適切に行われていなかった。

このような事態が生じているのは、マニュアル作成時点では職員を対象とした説明会を行っていたものの、その後の運用確認が行われていなかったこと、また、職場内での周知徹底が図られていなかったことなどによると認められる。

作成したこれらのマニュアル等が監督職員により有効に運用されなければ、監督業務の水準が確保できず、契約の適正な履行が確保できないおそれがある。

今後は、作成したマニュアル等が監督職員によって十分運用されなかった原因を検証し、検査時の考査項目を反映させた体系的なマニュアル等にするとともに、公園工事など未整備の分野も含めた工事監督マニュアル等の再整備などを行い、局としてそれらの運用状況を把握しながら適宜、内容を点検、見直しされたい。

また、マニュアルが実効性のあるものとなるために、研修等を通じて職

員に周知するとともに、職員が最新のマニュアルを容易に入手することができるよう運用されたい。

6 検査体制について改善を求めたもの

検査体制について、次のような不適切な事例が見受けられた。

(1) 設備修繕業務の検査職員体制について改善を求めたもの

旧ゆとりとみどり振興局建設工事等の検査職員職務分担規定によれば、設備系の建設工事等の検査補助者は、電気及び機械担当係長とされている。

しかしながら、天王寺動植物公園事務所及び花博記念公園事務所（以下「両公園事務所」という。）が発注する設備の修繕業務については、検査を両公園事務所で行うこととしていたため、検査職員は天王寺動植物公園事務所では施設管理担当課長（事務職）、花博記念公園事務所では事務所長（技術職、造園）であり、また、検査補助者は両公園事務所に設計及び監督を担当した電気の技術職員が1名であることから、造園担当の技術職員が検査を補助しており、検査に業務内容に精通していない職員が担当している状況が見受けられた。

このような事態が生じているのは、電気及び機械担当の技術職員による設備修繕の検査を補助する体制が建設局として組織的に定められていないことによると認められる。

電気及び機械担当の技術職員により検査が行われなければ、目的物を最終的に受け取るか否か等の適切な判断ができず、修繕の契約の目的を達成できないおそれがある。

今後は、設備の修繕業務の検査においても、電気及び機械担当係長を検査補助者にするなど、適切な検査職員体制に改められたい。

(2) 監督職員と検査職員が同一とならないよう検査に関する規定を定めるよう求めたもの

契約管財局作成の「適正な契約のための工事・施設修繕等の検査について」によれば、少額の工事、施設修繕等の場合など、やむを得ず課長級職員である監督職員と検査職員が同一となる場合においては、監督職員を補助する職員と検査職員を補助する職員が同一とならないよう選定するなど、工夫を図るものとし、「業務委託契約事務ガイドライン」では、本市においては兼職禁止の規定はないが、その趣旨に鑑みて監督職員と検査職員との兼務は望ましくないとされている。

しかしながら、公園事務所等が発注した「大阪城公園梅林便所扉等他1箇所修繕一式」ほか修繕1件及び「北部方面公園事務所外2箇所庁舎機械警備業務委託」について、監督・検査体制について確認したところ、監督職員と検査職員が同一となっていた。

これは、旧ゆとりとみどり振興局においては「緊急建物修繕実施・検査マニュアル」に関する取決めの「緊急建物修繕の検査及び履行事後確

認について」において、各公園事務所などそれぞれの所管内で監督職員と検査職員を別の担当者とするのが規定されており、本件のような緊急以外の修繕においても同マニュアルに準じて行うこととしていたが、文書等で定めたものはなく、その認識が徹底されていなかったためである。

同一担当において監督、検査が行われると、監督中に何らかの見落としがあったときは検査においても発見できないことが考えられるなど、修繕等の契約の目的を達成できないおそれがある。

今後は、確実な履行を図るために、監督職員と検査職員を別職員とすることとし、やむをえず同一となる場合は、監督、検査を補助する職員となる係長等が同一とならないように選定するなど改善されたい。

7 建築基準法に基づく特殊建築物の点検項目が告示に定められたものとなっていないため改善を求めたもの

建築基準法（昭和25年 5 月24日法律第201号）では、特殊建築物で床面積が一定規模以上の建築物は定期に点検（以下「定期点検」という。）しなければならないとされており、その点検の項目、方法、判定基準は平成20年 3 月に国土交通省告示第282号（以下「告示」という。）において定められている。また、都市整備局作成の「大阪市公共建築物点検マニュアル」によれば、本市の公共建築物については、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年 6 月 1 日法律第181号）第12条に準拠するものとして防災上重要な施設で階数が 2 以上または延面積200平方メートルを超えるものについても定期点検を行うこととしている。そのため、建設局では、定期点検を行うべき建築物のリストとして「公共建築物定期点検実施確認表」を作成し、点検が必要な施設について点検を行っている。

しかしながら、同点検表において定期点検が必要としている建築施設29件のうち20件の定期点検については、次のような不適正な事例が見受けられた。

- (1) 東部方面管理事務所ほか12施設については、施設の維持管理を担当する職員が点検を行っていたが、告示に定められた項目と異なる項目で点検を行っていた。

このような事態が生じているのは、都市整備局から建築施設を所管する各部局に告示内容について伝えられていたが、定期点検を実施している職員が建築技術者でなく専門知識が必要な点検をすぐに実施することが困難なため、点検項目の見直しが不十分なまま点検を実施し、その後も組織として適正な点検を行うための方策を立てることなく点検を継続しており、法令遵守に対する認識が不十分であったものと認められる。

- (2) 土佐堀地下駐車場ほか6駐車場については、指定管理者が定期点検を行っているが、告示に基づいた項目とは異なる項目の点検表を受領していた。

このような事態が生じているのは、都市整備局から建築施設を所管する各部局に告示について伝えられていたにもかかわらず、その内容が組織内で十分に共有されず、指定管理者への指示に十分反映されていなかったことなどによると認められる。

これらのように適正な定期点検を怠ると、重大な損傷を見過ごすおそれがあるため、至急、告示で定められた内容に基づき点検を行うとともに、今後は、法改正などが行われた際には、確実にその内容を組織内で共有し、すみやかに業務の実施手順に反映し、適正な定期点検を行われたい。

なお、前述の(1)については、専門知識が必要なため点検項目の見直しが不十分なまま点検が行われてきたが、点検者は、1級建築士若しくは2級建築士などの有資格者のほか、国土交通省の告示において、当分の間、建築物の維持保全に関して2年以上の実務の経験を有する者についても行うことができるとされている。しかしながら、点検を行う者は、実務の経験を有しているだけでなく、当然のこととして法に定められた項目を点検できる知識を有することが求められる。告示で認められていることをもって安易に必要な専門知識を有しない者が点検を行うことのないよう、必要により外部の機関に依頼することも検討されたい。

8 警備業務委託の履行確認が適正に行われていなかったため改善を求めたもの

建設局発注の公園における巡回警備業務委託については、仕様書において、発注者が求める警備員の資格を確認するための事項、警備員数及び配置時間等を定め、日々、警備状況報告書（日報）（以下「日報」という。）にて警備状況を報告することと定められている。

しかしながら、今回の監査で日報を確認したところ、次のとおり不適正なものが見受けられた。

- (1) 「中之島公園の適正化対策に係る巡回警備業務委託（その2）」ほか5件については、監督職員が受託者から提出された警備員名簿及び一覧表（以下「名簿」という。）と日々受領する日報を照合、確認していなかったことなどにより、名簿に載っていない者が全体で12名、巡回警備業務に従事していた。
- (2) 「大阪城公園内警備業務委託その2」については、監督職員が名簿に記載されている必要資格を確認していなかったことなどにより、発注者が求める施設警備を3年以上経験している資格を有していない者が全体で2名、警備業務に従事していた。

なお、本件の適正な業務履行が確認できない部分の費用については、受託者より平成26年1月末に返還、納付がなされている。

- (3) 「天王寺公園の適正化対策に係る巡回警備業務委託その2」については、監督職員が日報の記載内容を十分に確認していなかったことなどにより、受託者より提出された日報について、24時間の巡回警備が必要な

計37日のうち9日間で、日勤^(注)の巡回警備が確認できないにもかかわらず、その日報を受領し、決裁を行っていた。

ただし、本件については、監査の過程において受託者に出勤簿の提出を求め、日報の記載誤りであることの確認を行っている。

また、これらの警備業務の名簿については、受託者ごとに様式、記載内容が異なっており、業務に必要としている警備員の資格や経験年数等が適確に確認できるものとは言い難い状況であった。

これらのように、警備業務の体制やその内容に問題がある場合、各公園の適正化対策などにおいて、実効性のある警備を行うことができなくなるおそれがある。

今後は、警備の品質を確保するため、監督職員が警備員の資格等を適確に確認できるよう、仕様書等で名簿に記載すべき項目を明記し、名簿の様式を統一するとともに、受託者より提出される名簿、日報等の確認を十分に行われたい。

(注) 日勤：午前9時30分から午後5時30分の間の勤務をいう。

9 下水道施設管理計画策定支援ツールについて

(1) 情報システムに係る協議を適切に行うよう求めたもの

「行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程」

(以下「IT推進規程」という。)によれば、情報システムの企画、開発、調達等(以下「調達等」という)を行う場合には、市副情報統括責任者(以下「市副CIO」という。)と協議(以下「IT協議」という。)を行い、その承認を受けなければならないとされている。

また、「『行政事務における情報通信の技術の適正な利用の推進に関する規程』の施行に関する実施要領」(以下「実施要領」という。)において、IT協議の対象外とするものについて4項目が定められている。

建設局では、下水道施設の長寿命化を目的として、下水道施設の老朽化状況の調査及び調査結果に基づく施設管理計画の作成を行う「下水道施設管理計画策定に関する調査検討業務委託」を、市域を分割して平成20年度から平成24年度にかけて順次実施した。その際、成果品が同一の書式となるよう、初回の発注時に下水道施設管理計画策定支援ツール(以下「支援ツール」という。)を作成させ、以後の同業務受託者に貸与していた。

しかしながら、平成24年度に市全域の施設管理計画を作成するにあたり、支援ツールについて、市全域を一度に処理できるよう改良するなどが必要となったことから、「下水道施設管理計画策定支援ツール改良業務委託」(以下「支援ツール改良業務」という。)を下水道河川部調整課(以下「当該課」という。)が調達したが、支援ツール作成時にIT協議を実施していなかったことから、情報システムの調達等にあたって必要となるIT協議を実施しておらず、市副CIOの承認を受けていな

かった。

このような事態が生じているのは、支援ツール改良業務を実施するにあたり、支援ツールを作成した際に I T 協議を実施していなかったことから、支援ツールが実施要領に示されている I T 協議の対象外とするシステムに該当するかについて、I T 推進規程で定める局情報統括責任者等からなる局の推進体制（以下「局情報統括責任者等」という。）による再確認をせず、業務計画時に所属内で I T 協議が不要と判断したことによると認められる。

I T 協議は、市の I T に関する調達等の事務の改善を担当する総務局 I T 統括課からの指導及び助言を得るための場であり、協議を行わない場合、情報システムの企画、変更、開発計画又は変更計画の作成並びに調達を適正かつ適切に行うことができなくなるおそれがある。

今後は、情報システムの調達等に当たっては、適切に総務局 I T 統括課の指導及び助言を受け、市副 C I O の承認を得るよう、新たな調達等を行うごとに、局情報統括責任者等が I T 協議の対象とするか否かについて I T 推進規程及び実施要領に基づき再確認を実施する体制を構築されたい。

- (2) 競争性のない方法でパーソナルコンピュータの調達が行われていたもので改善するよう求めたもの

契約管財局が定める「随意契約事務ガイドライン」によれば、調達事務は競争入札が原則であり、随意契約の適用については地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項各号に定める要件に該当する場合に限り行うことができるとされている。

また、総務局が定める「大阪市 I T 調達検討・準備ガイドライン」によれば、情報システムにかかる調達の準備段階において、ハードウェアは特定業者の製品に依存せず構成できるか、調達方法はリース契約と買取のいずれとするかなどを検討することとされている。

さらに、総務局が定める「大阪市 I T 調達ガイドライン」によれば、工数内訳を明確にした見積りを取得するなど、予算要求額の算定に必要な情報を収集し、妥当性の評価が可能な積算を行うこととされている。

しかしながら、支援ツール改良業務においては、データ量の増加等に伴い必要となる新しいパーソナルコンピュータを、特名随意契約している本業務委託の成果品の一部として納品させていた。なお、このパーソナルコンピュータに係る費用は受託者から徴取した本業務委託の見積書に別計上されていなかった。

このような事態が生じているのは、機器を特定業者の製品に依存せず構成できるか、競争性のある方法により調達できるかなど、当該課において調達の準備段階にすべき検討が不足していたこと、仕様書の作成時には機器を入札により別途調達できるだけの業務委託期間を確保できな

い状況であったこと、これらの検討にあたり指導、助言を得る機会である I T 協議を実施していなかったことなどによると認められる。

このように、競争入札によらず、適正な理由なく特名随意契約による調達が行われた場合、契約事務の公平性、透明性及び経済性が損なわれ、本市に不利益が生じるおそれがある。

今後は、情報システムの改良業務等においては、準備段階で「大阪市 I T 調達検討・準備ガイドライン」に基づき、I T 統括課の指導、助言を受けながら適時適切な検討を行い、情報システムの開発等とあわせて機器調達する場合は相互の工程管理を緻密に行うことにより、契約管財局が定める契約事務に係る各種ガイドラインに則った適正な調達を実施されたい。

(意見)

1 西三荘水路における設備更新における負担割合について

西三荘水路は、大阪市、守口市及び門真市の一部を流域とし、寝屋川に流れ込んでいる水路であり、昭和36年頃に農業排水路として改修されたものであるが、その後周辺の都市化が進んだ結果、最下流部の大阪市内でたびたび浸水が発生したため、西三荘水路を都市下水路^(注)として整備するとともに、西三荘抽水所が建設された。現在、西三荘抽水所における雨水ポンプ設備(以下「雨水ポンプ」という。)は、昭和43年度に設置されており、老朽化が進んでいることから、三市間で雨水ポンプ更新の計画を進めている。

西三荘抽水所の設備更新を実施する場合は、大阪市、守口市及び門真市で締結した協定に基づき実施することとなり、現在の協定に基づく大阪市の負担割合(以下「負担」という。)は、協定締結当時の西三荘水路への排水面積比により、25パーセント(1,079ヘクタール分の270ヘクタール)とされている。

しかしながら、大阪市域は下水道整備が進んだことにより、大阪市域からは、西三荘水路に直接流入する水路上部の約1ヘクタールの雨水と、西三荘水路周辺の下水道の能力を超える大雨を排水しており、現在の各市の実態を踏まえると、協定当時とは変化してきている現状である。本市の負担は、現在の25パーセントからは減少していると考えられるが、負担の見直しは行われていない。

現在の実態に基づく負担の見直しについて三市間で協議を行っているものの、守口市及び門真市においては、西三荘抽水所は、当時浸水対策が必要であった大阪市の提案により建設されたこと、また、大阪市の負担が減少することにより、守口市及び門真市の排水面積に変更がないにもかかわらず負担が増加することについて承諾できないとしており、負担の見直しは三市間の合意に至っていない。

建設局においては、引き続き、雨水ポンプの更新事業と並行し、西三荘抽水所における設備更新に関する負担について、西三荘水路における雨水排水の実状にあった負担となるよう三市間の協議に努められたい。

(注) 都市下水路とは、主として市街地(公共下水道の排水区域外)において、専ら雨水排除を目的とするもので、終末処理場を有しないものをいう。

2 花博記念公園鶴見緑地における設備保全計画等の作成について

天王寺動植物公園(以下「天王寺公園」という。)及び花博記念公園鶴見緑地(以下「鶴見緑地」という。)については、それぞれ、天王寺動植物公園事務所(以下「天王寺公園事務所」という。)及び花博記念公園事務所(以下「花博公園事務所」という。)が主体となり、電気機械設備(以下「設備」という。)の保全業務を実施している。

天王寺公園事務所では、設備の適切な維持管理を目的として、所管設備を一覧表に取りまとめた設備台帳を作成するとともに、設備の経年劣化に対応した保全整備計画(以下、設備台帳と保全整備計画をあわせて「保全整備計画等」という。)を作成していたが、花博公園事務所においては、保全整備計画等を作成していなかった。また、鶴見緑地においては、花の万博開催後22年が経ち、平成25年10月現在で62件の設備の不具合が認められたことから、保全整備計画等に基づき不具合発生中の設備の把握や修繕履歴の管理を適切に行うことが必要である。

今後は、市民がたえず安心、快適に公園を利用できるよう設備を適切な状態に維持することが求められることから、花博公園事務所においては、速やかに保全整備計画等を作成するとともに、天王寺公園の保全整備計画等とあわせて組織的に情報共有することで、保全業務の優先順位を検討するなど効率的な設備の維持管理に努められたい。

3 土木工事における監督及び検査業務について

建設局における監督職員による工事の施工管理については、第3 監査の結果1から3並びに5で述べたように、監督職員による確認及び受注者の指導に問題があったものや、過積載による運搬が見過ごされていたもの、並びに受注者との協議が適切に行われず、施工がなされていたものなど、関係法令や局等が定めている各種基準等に基づく基本的な監督業務が適正に行われていない事例が多数見受けられた。

これらの事態が生じているのは、同局ではマニュアルやチェックリスト等が整備されているものの、監督を行う担当職員の経験や知識に依存し、監督業務を行う際に拠るべき基準等を十分に認知していなかったことや、適正な監督業務を行うという意識が低いと考えざるを得ない状況となっていたこと及び、マニュアル等に監督職員の体制について記載されているにもかかわらず、組織としての管理体制が十分に機能していなかったことが原因であると考えられる。

また、検査業務についても、第3 監査の結果4で述べたように、担当職員が工事内容を十分に把握できる立場にあったにもかかわらず、その確認を

怠ったまま考査を行うなど、検査業務の形骸化が考えられる状況であった。

今後は局全体として、このような事態が生じている原因について、組織的あるいは属人的なものであるのかを検証し、その問題の所在を明らかにすることにより、組織として厳正なチェック機能が確保されるよう努められたい。

(行政委員会事務局監査部監査課)

大阪市監査委員告示第16号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第5項の規定による平成25年度随時監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

平成26年 5 月 2 日

大 阪 市 監 査 委 員	金 沢 一 博
同	有 本 純 子
同	阪 井 千鶴子
大阪市監査委員職務執行者	高 橋 敏 朗

平成25年度随時監査等結果報告の公表

(歳入歳出外現金等関係事務)

第 1 監査の概要

1 監査の対象

歳入歳出外現金等関係事務

2 監査の目的及び範囲

歳入歳出外現金及び保管有価証券（以下「歳入歳出外現金等」という。）とは、市の所有に属しないが、法令等の規定等により一時的に預かる必要のある現金及び有価証券であり、本市の予算決算には計上されないものの、適切に管理、保管されなければならないものである。また、本市では平成27年度を目途に発生主義・複式簿記を取り入れた新たな公会計制度の導入が予定されており、歳入歳出外現金等も財務諸表等において正確かつ適切に表示される必要があるものである。一方、過去に実施した定期監査等においては、各所属に対して歳入歳出外現金等に関する指摘や意見がなされている状況である。

今回の監査は、上記の状況をかながみ、歳入歳出外現金等関係事務が関係法令等にのっとり適正に行われているか、また、合理的かつ効率的、効果的に行われているかを所属横断的に確認するという観点から、監査を実施した。

なお、監査に当たっては、全所属に対し書面による調査を実施するとともに、実地監査については、基準日（平成25年 8 月 31 日）時点の歳入歳出外現金等の残高を基に定期監査等の実施状況を勘案して、財政局、契約管財局、都市整備局、港湾局及び会計室の 5 所属を抽出し、実施した。

3 重要リスク及び着眼点

監査対象事務に存する固有リスクのうち、重要リスク及び着眼点を表－1 のとおり設定した。

表－1 重要リスク及び着眼点

重要リスク	着眼点
現金事故等が発生する	現金管理が適切に行われているか
法令等に基づかない歳入歳出外現金等が扱われる	根拠に基づき正確に金額算定され、適切に収入支出事務が行われているか
本市の返還義務あるいは支払義務が履行されない	合理的な理由がなく長期間滞留しているものはないか
長期間保管しているものについて、情報が失われる	残高、内容、支払相手及び支払時期等が適正に把握、管理されているか
非効率な事務が継続される	マニュアル等が整備され、定期的に見直されているか
過去の監査指摘が改善されない	過去の監査における指摘及び意見が改善されているか

4 監査の実施方法

書面調査については、全所属に対し、所管する歳入歳出外現金等の管理状況について、台帳等により各所属が把握している残高と財務会計システムの残高を照合し、差異がないか確認するとともに、残高の内訳を確認し、内容が不明なものや滞留しているものがないか確認した。

実地調査については、抽出した 5 所属について、関係書類を抽出により調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の期間

平成25年10月28日から同年11月22日まで

第 2 事務の概要

1 歳入歳出外現金等の概要

(1) 歳入歳出外現金等の区分

今回監査の対象とした歳入歳出外現金等は一時取扱金と保証金に区分される。

ア 一時取扱金

一時取扱金は、所得税、社会保険料等法律等の規定により市が一時的に保管し、後日、正当債権者へ支払われるものである。

また、府民税とあわせて市民から徴収した市民税等、整理手続を行うために一時的に保管し、後日、正当科目へ振り替えているものもある。

種類ごとに大別した内訳は、表－2のとおりである。

表－2 一時取扱金残高の内訳（平成25年 8 月31日時点）

(単位：円)

種 別	残 高
市府民税等	16,905,776,609
所得税等の給与控除金	1,224,383,764
生活保護被保護者等の遺留金	873,470,405
区画整理事業における換地清算予納金	684,461,027
差押債権等の受入金	217,153,428
その他	90,043,725
合 計	19,995,288,958

(注) 財務会計システムの資料を集計した。

イ 保証金

保証金は、各種契約や入札等市の法律行為に伴い保証のため担保として徴するものである。保証期間が経過した時点で相手方に還付されるが、債務不履行等により本市の収入とされることもある。

現金、有価証券に分類した内訳は、表－3のとおりである。

表－3 保証金残高の内訳（平成25年 8 月31日時点）

(単位：円)

種 別	残 高
現金	19,065,097,664
有価証券（紙）	313,050,000
有価証券（電子）	1,853,650,000
合 計	21,231,797,664

(注) 財務会計システム及び有価証券（電子）を管理している所属の資料を集計した。

(2) 所属別の残高

平成25年 8 月31日時点で残高のある所属は、一時取扱金については38所属、保証金については33所属であり、所属別の残高の内訳は、表－4のとおりである。

表－4 所属別残高内訳（平成25年 8 月31日時点）

(単位：円)

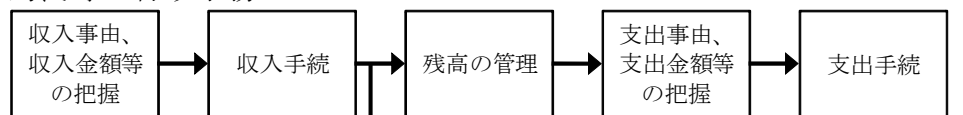
所 属	一時取扱金	保証金			合 計
		現金	有価証券(紙)	有価証券(電子)	
財政局	17,110,229,554	0	0	0	17,110,229,554
都市整備局	684,461,027	14,325,567,399	0	0	15,010,028,426
港湾局	149,912	2,606,295,611	273,050,000	1,853,250,000	4,732,745,523
人事室	1,005,776,795	0	0	0	1,005,776,795
会計室	0	594,000,000	0	0	594,000,000
契約管財局	0	495,581,252	0	0	495,581,252
経済戦略局	3,386	398,057,604	40,000,000	400,000	438,460,990
建設局	68,084,253	161,817,140	0	0	229,901,393
教育委員会事務局	187,354,083	30,781,696	0	0	218,135,779
福祉局	121,817,511	43,309,043	0	0	165,126,554
健康局	0	135,756,063	0	0	135,756,063
こども青少年局	37,861,496	66,152,608	0	0	104,014,104
都市計画局	1,272	92,884,588	0	0	92,885,860
環境局	5,440	53,619,082	0	0	53,624,522
総務局	13,984	23,117,820	0	0	23,131,804
市民局	5,129	19,799,330	0	0	19,804,459
危機管理室	0	9,479,908	0	0	9,479,908
市会事務局	6,788,160	0	0	0	6,788,160
消防局	0	1,095,063	0	0	1,095,063
各区（合計）	772,736,956	7,783,457	0	0	780,520,413
合 計	19,995,288,958	19,065,097,664	313,050,000	1,853,650,000	41,227,086,622

(注) 財務会計システム及び有価証券（電子）を管理している所属の資料を集計した。

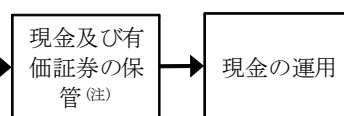
2 歳入歳出外現金等に関する事務の概要

歳入歳出外現金等は、原則として局長等が管理し、会計管理者（会計室長）が保管しており、そのおおまかな事務の流れは、次のとおりである。

○局長等が行う事務



○会計管理者が行う事務



(注) 有価証券のうち、電子証券については局長等がその保管を行っており、財務会計システムに登録されていない。

保証金については、大阪市会計規則（昭和39年大阪市規則第14号、以下「会計規則」という。）第75条第7号により保証金受払簿（以下「受払簿」という。）を備え、出納の経過を明らかにすること、また、同規則第77条第1号により毎年3月31日現在の収支計算書を作成し、会計管理者へ提出しなければならないと定められている。

3 残高等の分析

(1) 年度別残高の推移

平成21年度から平成25年度の残高の推移は、表－5のとおりである。

一時取扱金については、直近5年間においては大きな変動は見られない。

保証金の有価証券については、国債や市債が平成18年1月から電子証券へ移行したため、直近5年間においては払出しのみとなっており、年々減少している。

表－5 年度別残高の推移

（単位：億円）

区 分		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
一時 取 扱 金	市府民税等	200	184	184	196	169
	所得税等の給与控除金	11	11	13	13	12
	その他	7	6	6	17	18
保 証 金	現金	186	180	201	194	190
	有価証券（紙）	14	14	12	3	3
合 計		420	396	418	426	393

（注） 1 平成25年度は8月31日現在、他は年度末

2 億円未満は切捨て

3 市会計管理者が保管する歳入歳出外現金内訳簿を集計した。

(2) 月別残高の推移

平成24年度における各月末日時点の残高の推移は、表－6のとおりである。

一時取扱金は、月によって変動が大きく、最大で約554億円となっている。一方、保証金は月によって大きな変動は見られず、各月約200億円で推移している。

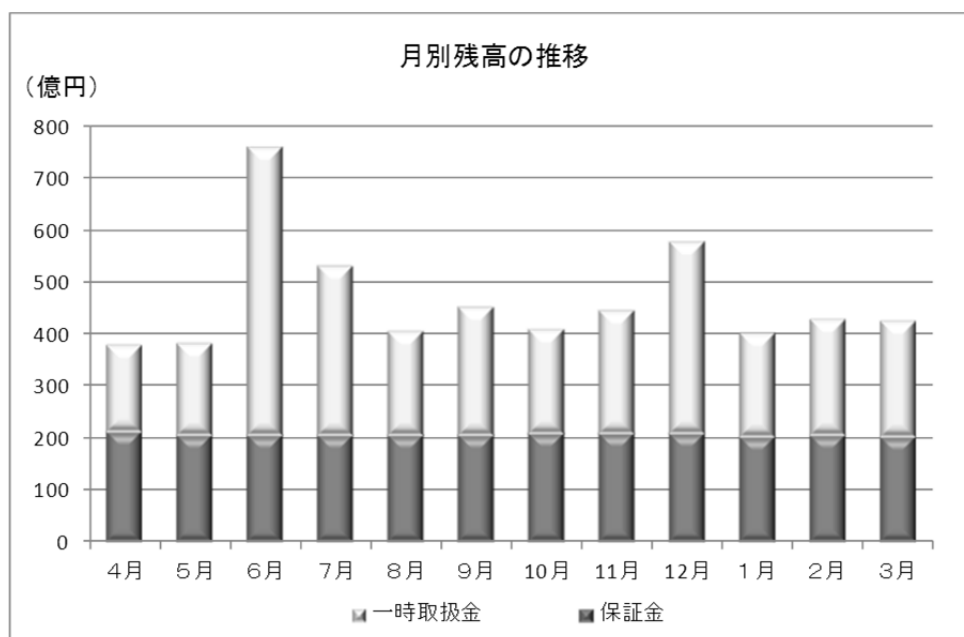
表－6 月別残高の推移

(単位：億円)

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
一時取扱金	169	180	554	326	203	245	201	238	371	201	226	227
保証金	209	201	202	202	202	204	205	205	205	198	202	198
合 計	378	382	756	528	406	449	407	444	577	400	429	426

(注) 1 億円未満は切捨て

2 財務会計システムに登録されているものを集計した。



(3) 資金管理及び運用の状況

本市においては、歳入歳出外現金は一般会計等の歳計現金及び基金と一体で資金管理されている。

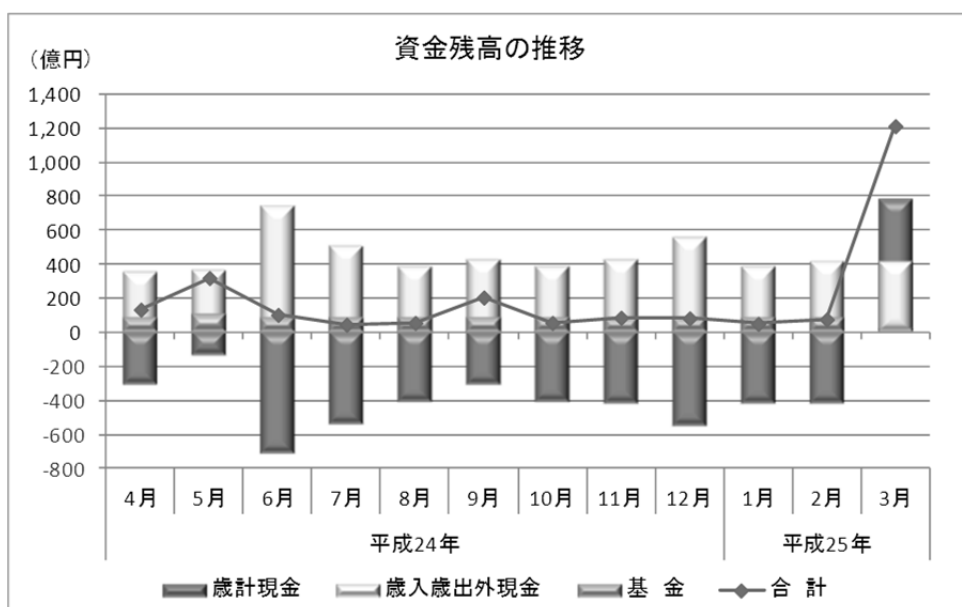
平成24年4月から平成25年3月までの各月末日（金融機関営業日）の資金残高の推移は表－7のとおりであり、歳計現金の資金が不足した際に、歳入歳出外現金を繰替えて使用する場合があります。

表－7 資金残高の推移

(単位：億円)

現金残高	平成24年									平成25年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
歳計現金	△306	△138	△715	△544	△411	△308	△412	△419	△557	△420	△422	774
歳入歳出外現金	355	359	734	506	384	427	385	422	555	386	415	412
基 金	85	99	84	84	83	86	84	84	84	84	83	25
合 計	134	320	103	45	56	205	56	86	83	51	77	1,212

(注) 億円未満は切捨て



また、歳入歳出外現金は金融機関への預託により運用を行っており、期間が1年を超える長期の預託については10億円、短期の預託については資金状況等を考慮して運用金額や日数を決定している。

過去5年における運用実績の推移は、表－8のとおりである。

表－8 運用実績の推移

(単位：千円)

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
預金利子	27,644	18,488	4,785	4,141	3,673

第3 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で合理的かつ効率的な事務の執行に一層努力されたい。

1 歳入歳出外現金等の管理等について

- (1) 所管している歳入歳出外現金等に内容が不明なもの等が見受けられたので、適切に管理するよう求めたもの

歳入歳出外現金等は、市の所有に属しない現金及び有価証券であり、各所属においては、金額や債権者等を正確に把握し、適時適切に支出等を行わなければならない。

しかしながら、今回監査を実施したところ、次表のとおり一時取扱金及び保証金ともに内容が不明なものや滞留しているものが多数の所属において見受けられた。これらは、預かり金の返還手続が行われないなどの収入支出事務が適切に行われていないことや会計規則に規定する受払

簿が作成されていないこと等が原因であるとともに、台帳や受払簿と現金残高との照合などの科目の残高管理が適切に行われていないことにより、収入支出事務に誤りなどがあっても発見されず、また、これらの状況が各所属で把握されていなかったため、関係書類等が保存期間満了により廃棄されたことにより現在のような状況に至ったものと考えられる。

歳入歳出外現金等は、飽くまでも本市が市民等から預かっている現金等であり、適時適切に支出し、内容についても適切に把握しなければならないにもかかわらず、上記のような状況とあつては、公金事故等の発生や、仮に公金事故等が発生していても発見が困難になるなどの様々なリスクが存在する。

各所属においては、内容が不明なもの等について、内容を調査し、債権者への支払や還付等を行い、内容の特定ができないものについても処理方針と処理期間を定め適切に処理されたい。また、受払簿を整備するとともに、今後、上記のような状況が発生しないよう、少なくとも年1回、台帳や受払簿の内容確認や、現金残高との照合を行うなど適切な残高管理を実施されたい。

所 属	内容が不明なものや滞留しているものの金額（円）		
	一時取扱金	保証金	合 計
人事室	932,771	—	932,771
天王寺区	1,685,531	—	1,685,531
淀川区	14,079	—	14,079
生野区	5,011,855	—	5,011,855
旭区	18	39,118	39,136
鶴見区	896,838	—	896,838
経済戦略局	3,386	—	3,386
総務局	13,984	1,170,806	1,184,790
財政局	303,656	—	303,656
契約管財局	—	19,937,071	19,937,071
都市計画局	272	—	272
福祉局	1,843,307	—	1,843,307
こども青少年局	5,041,516	—	5,041,516
環境局	5,440	7,822,547	7,827,987
都市整備局	—	24,734,298	24,734,298
建設局	240,005	33,679,688	33,919,693
港湾局	—	65,511,307	65,511,307
教育委員会事務局	2,253,408	—	2,253,408
合 計	18,246,066	152,894,835	171,140,901

- (2) 受払簿の未作成や不備が見受けられたので整備するよう求めたもの
会計規則によれば、保証金として納付された現金や証券については、受払簿を作成し、適切に管理・保管しなければならないとされている。

しかしながら、預かり金である保証金を取り扱っている所属のうち4所属については、内容不明・滞留はなかったものの個別の案件管理のみで、受払簿を作成していない所属や、会計規則上の必要な記載項目（残高欄）が不足した書式を使用している所属が見受けられた。

保証金は、性質上長期間保管する可能性があるため、会計規則に基づ

く受払簿を備えなければ、担当者の異動や出納関係書類の廃棄等により出納の経過が不明になり、保証金の把握、処理が漏れるなど、適正な管理を行うことができなくなるリスクがあるため、各所属においては、速やかに受払簿を整備されたい。

(港区役所、東淀川区役所、阿倍野区役所、教育委員会事務局)

(3) 歳入歳出外現金等が適切に管理されるようモニタリングや内部統制の整備を指導するよう求めたもの

今回監査を実施したところ、前記のとおり、台帳や受払簿と現金残高との照合などチェックが不十分であったことにより、一時取扱金及び保証金ともに、多数の所属において内容が不明なものや滞留しているものが見受けられた。

会計室は、一時取扱金については、各所属がその内容や残高を適正に管理するように会計規則等でルール化されたい。また、一時取扱金については、例えば管理簿を、保証金については、受払簿を各所属から提出させ、管理の状況や財務会計システムとの残高の整合性を確認するなど、モニタリングを定期的実施されたい。

さらに、各所属が少なくとも年1回、歳入歳出外現金等の台帳や受払簿の内容確認、現金残高との照合を行うなどの適切な残高管理を実施するよう内部統制の整備を指導されたい。また、各所属に対し歳入歳出外現金等も含めた会計事務への理解を深めるよう研修を実施されたい。

(会計室)

2 土地区画整理事業における清算金等の取扱について改めるよう求めたもの

都市整備局では、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第110条に基づく清算金（清算徴収金、清算交付金）に係る事務、同法第102条に基づく仮清算金（注）（仮清算徴収金、仮清算交付金）に係る事務を取り扱っている。これらの事務では、換地相互間の評価において不均衡が生じた場合、不均衡を是正するため、金銭により清算を行っている。これらの清算金及び仮清算金については、本市が土地権利者の間に入り、不均衡の是正を行うため、一時的に歳入歳出外現金で管理する必要が生じている。

しかしながら、清算交付金は区画整理事業の換地処分年度に一括で支出する一方、清算徴収金は最長10年間の分割納付が認められていることから、当該年度より清算金の収支がマイナスとなること、また、清算交付金が膨大になるようなケースでは不足分を補てんするため市債の発行や、基金よりの繰入れを行うなど、歳計現金（一般会計）、基金、歳入歳出外現金が混在するスキームとなっている。このため清算徴収金の未収などが生じた場合、本市が未収分を負担することになるおそれがあるところである。

また、歳入歳出外現金での管理では、毎年度の予算・決算に反映されな